

第3章 政策・措置

3.1 京都議定書の目標達成に向けた取組の推進

3.1.1 京都議定書目標達成計画改定の背景と意義

我が国は、従来、地球温暖化防止行動計画（1990年）、地球温暖化対策に関する基本方針（1999年）、地球温暖化対策推進大綱（1998年、2002年）を定めるなど、地球温暖化対策を推進してきた。

2002年の地球温暖化対策推進大綱は、2004年にその評価・見直しをすることとしていた。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）は、京都議定書発効の際に京都議定書目標達成計画を定めることとしている。

これを受けて、地球温暖化対策推進法に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、2005年4月、同大綱、地球温暖化防止行動計画、地球温暖化対策に関する基本方針を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を策定した。

地球温暖化対策推進法は、平成19年において、京都議定書目標達成計画に定められた目標及び施策について検討を加え、その結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに変更しなければならない（第9条）としている。これを受けて、2008年3月に本計画の全体の改定を行っている。

同計画の改定に当たっては、環境省の中央環境審議会、経済産業省の産業構造審議会、総合資源エネルギー調査会、国土交通省の社会資本整備審議会、交通政策審議会等の有識者会議において専門的な検討を行っている。具体的には、2006年末より約1年をかけて、現行の対策・施策の進捗状況の評価、温室効果ガスの排出量の見通し、追加対策・施策の内容等について検討を行った。

なお、これらの検討に当たっては、産業界、地方公共団体、NGO等からのヒアリングや、パブリックコメント手続の実施により、国民の意見の反映を行っている。また、会議の傍聴を認めるとともに、会議資料及び議事概要の公表により、議論の透明性の確保に努めている。

その後、2008年3月に、全閣僚を構成員とする「地球温暖化対策推進本部」において計画案を取りまとめ、京都議定書目標達成計画の改定は閣議決定された。以下、本章では、同計画において定められた、日本の地球温暖化に関する政策・措置について記述する。

なお、本章のP2～P62に記載された政策・措置は、2007年に条約事務局へ提出したインベントリ情報に基づく温室効果ガスの排出量や、当時利用可能な最新情報を利用して定められたものである。

『京都議定書目標達成計画』（2008年3月全部改定）（抜粋）

第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

我が国は、京都議定書の6%削減約束を確実に達成する。加えて、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減を目指す。

21世紀が「環境の世紀」とされ、地球温暖化問題への対処が人類共通の重要課題となる中、我が国は、他国のモデルとなる世界に冠たる環境先進国家として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たしていく。

1. 京都議定書の6%削減約束の確実な達成

我が国は、温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進する。

京都議定書の約束期間において、対策が遅れば遅れるほど、6%削減約束の達成のために短期間で大幅な削減を達成するための措置を講じなければならなくなることから、現段階で導入可能な対策・施策を直ちに実施することにより、確実な削減を図る。

2. 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

京都議定書に定められた先進国の削減約束の達成は、温室効果ガスの大気中濃度の安定化という気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚である。さらに、2007年5月に我が国が発表した「美しい星50」においては、「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」という長期目標を世界共通目標として提案している。この目標の達成に積極的に貢献するために、まずは京都議定書の6%削減約束の達成を図り、更なる長期的・継続的かつ大幅な排出削減へと導く。

このような観点から、6%削減約束の達成のための対策・施策を「美しい星50」に基づく2013年以降の中期戦略、2050年までの長期戦略につながる全体の取組の中に位置付け、京都議定書の約束達成の取組とこれら中長期的取組との整合性を確保しつつ、革新的な技術開発と併せて温室効果ガスの排出削減が組み込まれた低炭素社会の構築を目指す。

また、地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたることから、世界全体の排出削減につながるよう地球温暖化対策の国際的連携の確保を進める。

第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

温室効果ガスの排出は経済活動と国民生活に密接に関連していることから、「環境と経済の両立」という基本的考え方に立って、地球温暖化対策を大胆に実行する。世界をリードする環境立国を目指し、革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくりを推進するとともに、国、地方公共団体、事業者、国民の参加と連携を図り、そのための透明性の確保、情報の共有を図る。

多様な政策手段を活用して対策の推進を図るとともに、対策の定量的な評価・見直し等進捗管理を強化することにより、6%削減約束の達成を確実なものとする。また、地球温暖化対策の国際的連携を確保する。

1. 環境と経済の両立

京都議定書の6%削減約束の達成への取組が我が国の経済活性化、雇用創出などにもつながるよう、技術革新や創意工夫を活かし、環境と経済の両立に資するような仕組みの整備・構築を図る。

具体的には、環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら温室効果ガスの排出を削減すべく、省エネ機器の開発・普及、エネルギー利用効率の改善、技術開発の一層の加速化、ライフスタイル・ワークスタイルの変革に加え、広範な社会経済システムの転換を伴う地球温暖化対策を大胆に実行する。

2. 革新的技術の開発とそれを中核とする低炭素社会づくり

京都議定書の約束を達成するとともに、更に「低炭素社会」に向けて長期的・継続的な排出削減を進めるには、究極的には化石燃料への依存を減らすことが必要である。

環境と経済の両立を図りつつ、これらの目標を達成するため、既に効果を上げている対策や既存技術の普及を加速することと併せて、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力等の環境・エネルギー技術に磨きをかけ、創造的な技術革新を図り、効率的な機器や先進的なシステムの普及を図るとともに、ライフスタイル、都市や交通の在り方など社会の仕組みを根本から変えていくことで、世界をリードする環境立国を目指す。

3. 全ての主体の参加・連携の促進とそのための透明性の確保、情報の共有

地球温暖化問題は、経済社会活動、地域社会、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要である。

このため、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報を積極的に提供・共有することを通じて各主体の対策・施策への積極的な参加や各主体間の連携の強化を促進する。

また、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や、6%削減約束の達成のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人一人が何をすべきかについての情報を、

なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

4. 多様な政策手段の活用

分野ごとの実情をきめ細かく踏まえて、削減余地を最大限発現し、あらゆる政策手段を総動員して、効果的かつ効率的な温室効果ガスの抑制等を図るため、各主体間の費用負担の公平性に配慮しつつ、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する。

また、幅広い排出抑制効果を確保するため、コスト制約を克服する技術開発・対策導入を誘導するような経済的手法を活用したインセンティブ付与型施策を重視する。

5. 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

本計画の実効性を常に把握し確実にするため、本計画策定後、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に本計画を改定し対策・施策の追加・強化を図る。

さらに、第1約束期間の中間年度である2010年度以降速やかに、目標達成のために実効性のある追加的対策・施策を講ずることができるよう、2009年度には、第1約束期間全体（5年間）における我が国の温室効果ガス排出量見通しを示し、本計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等を総合的に評価する。

こうしたことから、本計画においては、温室効果ガスやその他の区分ごとの目標、個々の対策とその対策評価指標、温室効果ガス排出削減見込量、対策における主体ごとの役割及び取組、国・地方公共団体の施策を明らかにするものとする。

6. 地球温暖化対策の国際的連携の確保

地球温暖化は、その原因と影響が地球規模にわたることから、地球温暖化対策の実効性を確保するためには全ての主要排出国が実効性のある形で温室効果ガスの削減に努めることが必須であり、各国の努力のみならず、国際的協調の下での更なる取組が不可欠である。このため、我が国としては、京都議定書第1約束期間終了後の2013年以降、全ての主要排出国が参加する実効ある次期枠組みが構築されるよう、「美しい星50」に基づき、引き続き最大限の努力を傾けていく。

また、二酸化炭素の排出は、今後の世界的な人口増加と経済発展に伴い急激に増加することが予想されることから、我が国は、優れた技術力と環境保全の蓄積された経験を背景に、国際協力を通じて世界の取組の先導的役割を果たしていく。地球温暖化問題への対応と化石エネルギー資源制約からの脱却という点に着目すれば、化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる「低炭素社会（Low Carbon Society）」に向けた取組が必要である。

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

国は、地球温暖化対策を総合的に推進するとともに自ら率先した取組を実施する役割を担う。地方公共団体、事業者、国民も、それぞれの立場に応じた役割を担うことが求められる。

地球温暖化対策の推進に関し、国は以下の基本的役割を担うこととし、地方公共団体、事業者及び国民には以下の役割を担うことが求められる。

各主体がこのような役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することにより、各主体の取組単独による効果を超えた相乗的な効果を発揮することが期待される。

1. 「国」の基本的役割

(1) 多様な政策手段を動員した地球温暖化対策の総合的推進

国は、温室効果ガスの排出の削減等のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の見直しが不可欠であることを踏まえつつ、本計画の推進を通じて、我が国の地球温暖化対策の全体枠組みの形成と地球温暖化対策の総合的実施を担う。また、国の各機関は、この全体枠組みに沿って十分な連携を図り、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法、環境影響評価、社会資本の整備等の措置の活用を含む多様な政策手段を動員して、対策を推進する。

また、国の各機関は、地球温暖化防止を主目的としない施策の実施に当たって、温室効果ガスの排出の抑制等に資するように配慮する。

(2) 率先した取組の実施

国は、社会全体への普及促進を重視しつつ、自らがその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を率先して実施する。

2. 「地方公共団体」の基本的役割

(1) 地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマス

エネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市において、地方公共団体実行計画に太陽光、風力等の利用の促進、その区域の事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組を推進する。

(2) 率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校¹や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画の策定を確実にし、実施する。

(3) 地域住民等への情報提供と活動推進

地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

3. 「事業者」の基本的役割

(1) 創意工夫を凝らした取組

それぞれの事業者が創意工夫を凝らしつつ、事業内容等に照らして適切で効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野において自主的かつ積極的に実施する。また、省CO₂²型製品の開発、廃棄物の減量等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で推進する。

(2) 社会的存在であることを踏まえた取組

社会の一員である事業者は、単独に又は共同して自主的に計画を策定し、実施状況を点検する。また、従業員への環境教育を実施するとともに、労働組合や消費者団体・地域団体などと連携して温室効果ガスの抑制等に取り組む。また、国、地方公共団体の施策に協力する。

¹ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づいて設立された公立大学法人立の学校を除く。

² 省CO₂とは、この計画においては、省エネルギーの促進等のエネルギー需要面での対策、あるいは原子力の推進、新エネルギー等の導入等のエネルギー供給面での対策等により、二酸化炭素の排

(3) 製品・サービスの提供に当たってのライフサイクルを通じた環境負荷の低減

最終消費財を提供する事業者は、製品・サービスのライフサイクルを通じ、温室効果ガスの排出量等を把握するとともに、これらの環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供を図る。また、製品・サービスによる温室効果ガス削減に関連する情報を提供する。

4. 「国民」の基本的役割

(1) 日常生活に起因する温室効果ガスの排出の抑制

近年の温室効果ガス排出量の増加は家庭・運輸（自家用乗用車）といった国民生活と密接に関連していることを認識し、大量消費・大量廃棄型の生活様式の変革に積極的に取り組む。

具体的には、自らのエネルギー消費量・温室効果ガス排出量を把握するとともに、冷暖房の温度の適正化を図る「クールビズ」や「ウォームビズ」を始めとする「チーム・マイナス6%」の推進、住宅の断熱化、省エネ機器への買換え、公共交通機関や自転車の利用促進等、省CO₂型の生活を選択する。

また、待機電力等の節電、不要不急の自動車利用の自粛等のきめ細かな取組を行う。

(2) 地球温暖化対策活動への参加

地球温暖化問題への理解をさらに深めるとともに、3R（廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再使用・再生利用）推進の国民運動、森林づくりなどの緑化運動等の温暖化対策活動への積極的な参加に努めるなど各主体との連携した取組を実施する。

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

出が抑制・削減されることをいう。

以下の6つの基本的考え方に基づき各種対策・施策を実施する。

○点から面へ

これまでの個別のエネルギー関連機器や事業所ごとの対策を引き続き推進するとともに、我が国のエネルギー需給構造そのものを省CO₂型に変えていくため、面的な広がりを持った視点からエネルギー需給構造をとらえ直すこととする。すなわち、都市や地域の構造、公共交通インフラを含め、我が国の経済社会構造を変革し、低炭素型の都市や交通システムをデザインすること等を通じて、省CO₂効果の最大化を図る。

○主体間の垣根を越える

エネルギーの需要・供給に関連するそれぞれの主体は自らの役割を適切に認識し、自らが直接管理する範囲にとどまらず、他のエネルギー需要・供給者と連携してエネルギー効率の更なる向上を目指すとともに、例えば産業界が民生・運輸部門における省CO₂化に積極的に貢献すること等により、できる限り幅広い分野において二酸化炭素排出量の抑制を図る。

○需要対策に重点を置いた需給両面からのアプローチ

省CO₂対策を効果的に実施するためにはエネルギー需給両面の対応が必要であるが、早期に対策の効果を顕在化させるため、まずはエネルギー需要面の対策に重点を置き、「世界の模範となる省エネルギー国家」たることを我が国の目標として取り組む。エネルギー供給面の対策については、インフラ整備・改革に一定の時間を要するものの、引き続き着実な対策の推進に最大限努力する。

○原単位の改善に重点を置いたアプローチ

省CO₂対策を着実に進展させるため、エネルギー利用の効率化を通じてエネルギー消費原単位及びエネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出原単位を改善し、排出抑制を進めていくことに重点を置く。

具体的には、産業界の自主行動計画、省エネルギー法、トップランナー制度等の枠組みの活用、省エネルギー機器・自動車の普及、エネルギー効率の高い建築物・住宅の導入、交通流対策・物流の効率化や、地域単位でのエネルギー相互融通等に取り組む。

また、エネルギー転換部門における二酸化炭素排出原単位の改善を図るため、原子力発電の推進や新エネルギーの導入等を着実に進める。

○排出量の増大要因に対応した効果的な取組

部門別の二酸化炭素排出量の動向を見ると、需要サイドにおいて排出量の約4割を占める産業部門からの排出量はほぼ横ばい傾向、約2割を占める運輸部門からの排出量は減少傾向を示している一方、約2割を占める業務その他部門、約1割を占める家庭部門からの排出量は大幅に増大している。このため、産業・運輸部門における対策の着実な推進を図るとともに、業務その他・家庭部門において効果的な対策を抜本的に強化する。

○国民全体のライフスタイル・ワークスタイルの変革

個別部門対策を超え、また、短期的視点のみならず中長期的な観点も踏まえた上で、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル・ワークスタイルの変革等を促すような対策の強化を進める。

表 3.1 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策の全体像

や社会経済型の都市システム・地域形成	低炭素型の都市・地域デザイン <ul style="list-style-type: none"> ◆集約型・低炭素型都市構造の実現 ◆街区・地区レベルにおける対策 ◆エネルギーの面的な利用の推進 ◆各主体の個々の垣根を越えた取組 ◆緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化 ◆住宅の長寿命化の取組
	低炭素型交通・物流体系のデザイン <ul style="list-style-type: none"> ◆低炭素型交通システムの構築 ◆低炭素型物流体系の形成
部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策	産業部門（製造事業者等）の取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界における自主行動計画の推進・強化 ◆省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 <ul style="list-style-type: none"> ○製造分野における省エネ型機器の普及 ○建設施工分野における低燃費型建設機械の普及 ◆エネルギー管理の徹底等 <ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底 ○中小企業の排出削減対策の推進 ○農林水産業における取組 ○産業界の民生・運輸部門における取組
	業務その他部門の取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界における自主行動計画の推進・強化 ◆公的機関の率先的取組 <ul style="list-style-type: none"> ○国の率先的取組 ○地方公共団体の率先的取組 ○国・地方公共団体以外の公共機関の率先実行の促進 ◆建築物・設備・機器等の省CO₂化 <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の省エネルギー性能の向上 ○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化 ○エネルギー管理システムの普及 ○トップランナー基準に基づく機器の効率向上 ○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援 ◆エネルギー管理の徹底等 <ul style="list-style-type: none"> ○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底 ○中小企業の排出削減対策の推進 ○上下水道・廃棄物処理における取組 ◆国民運動の展開
	家庭部門の取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆国民運動の展開 ◆住宅・設備・機器等の省CO₂化 <ul style="list-style-type: none"> ○住宅の省エネルギー性能の向上 ○エネルギー管理システムの普及 ○トップランナー基準に基づく機器の効率向上 ○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援
	運輸部門の取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車・道路交通対策 <ul style="list-style-type: none"> ○自動車単体対策の推進 ○交通流対策の推進 ○環境に配慮した自動車使用の促進 ○国民運動の展開 ◆公共交通機関の利用促進等 <ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の利用促進 ○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進 ◆テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進 ◆産業界における自主行動計画の推進・強化 ◆物流の効率化等 <ul style="list-style-type: none"> ○荷主と物流事業者の協働による省CO₂化の推進 ○モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進 ○グリーン経営認証制度の普及促進
	エネルギー転換部門の取組 <ul style="list-style-type: none"> ◆産業界における自主行動計画の推進・強化 <ul style="list-style-type: none"> ○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減 ◆エネルギーごとの対策 <ul style="list-style-type: none"> ○原子力発電の着実な推進 ○天然ガスの導入及び利用拡大 ○石油の効率的利用の促進 ○LPGガスの効率的利用の促進 ○水素社会の実現 ◆新エネルギー対策 <ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギー等の導入促進 ○バイオマス利用の推進 ○上下水道・廃棄物処理における取組

ア. 低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成

都市・地域構造や交通システムの抜本的な見直し、エネルギー消費主体間の連携等による社会経済システムの見直し等により、エネルギーの効率的利用を構造的に組み込むことの効果は大きい。

したがって、「低炭素社会」の構築に向けて、中長期的な観点から都市・地域構造や社会経済システムの転換に早期に着手する。

特に、都市の在り方は地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、都市と暮らしの発展プラン³の趣旨を踏まえて、都市構造を低炭素型のものに再構築する。

また、構造改革特区、地域再生の提案募集を通じて、地域からの声を踏まえた施策の立案・改善を図る。

A. 低炭素型の都市・地域デザイン

エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギーの利用効率の向上を図ることの効果は大きいことから、エネルギーの面的利用やヒートアイランド対策等により都市のエネルギー環境を改善するとともに、住宅・建築物・インフラの長寿命化を進める。また、都市機能の集約等を通じて歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）を実現することにより、低炭素型の都市・地域づくりを促進する。

○集約型・低炭素型都市構造の実現

様々な都市機能が集約し、公共交通が中心となる集約型都市構造の実現に向け、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地を確保し、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積を促進するとともに、都市・地域総合交通戦略を推進する。

また、公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本の活用等を面的に実施するため、CO₂削減シミュレーションを通じた実効的な二酸化炭素削減計画の策定を支援する。あわせて、住宅・建築物・インフラの省エネルギー化・長寿命化の推進、環状道路等の整備、ヒートアイランド対策等を通じ、都市の構造を低炭素型のものに再構築することを目指す。

温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市を全国から10箇所選び、環境モデル都市をつくる。

○街区・地区レベルにおける対策

都市開発などの機会をとらえ、公民協働の取組により二酸化炭素排出量の大幅な削減

³ 第3回地域活性化統合本部会合（平成20年1月29日）了承

が見込める先導的な対策をエリア全体、複合建物で導入するなど、街区レベルや地区レベルでの面的な対策を導入することにより低炭素型都市の構築を推進する。

○エネルギーの面的な利用の推進

複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO₂効果を期待し得ることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、複数の新エネルギー利用設備を地域・街区や建物へ集中的に導入すること、環境性に優れた地域冷暖房等を積極的に導入・普及すること等を図る。

このため、国、地方公共団体、エネルギー供給事業者や地域開発事業者等幅広い関係者が連携し、地球環境や都市環境等の視点からの評価も踏まえた効率的エネルギーが地域において選択されるとともに、建物の利用者等需要者側の理解の向上や協力の促進を図るため、面的な利用の可能性のある地域の提示、先導的モデル事業の実施、情報提供による環境整備の推進等により、街区レベルや地区レベルで複数の建物が連携したエネルギーの面的利用の促進などの面的な対策や、都市計画制度の活用等の施策を引き続き講ずる。

○各主体の個々の垣根を越えた取組

ビルや集合住宅等建築物や施設全体での省CO₂化を図るため、ビルオーナーやテナント、エネルギー供給事業者といった関係する各主体の個々の垣根を越えた取組を活発化する。

このため、ITを活用し、エリア全体でのエネルギー運営管理、複数建物のエネルギーの一括管理や施設全体のエネルギー管理を行うような取組を促進する。

○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化

ヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得られた知見を活用し、総合的にヒートアイランド関連施策を実施することにより、熱環境改善を通じた都市の低炭素化を推進する。

このため、エネルギー消費機器等の高効率化の促進や未利用エネルギー等の利用促進により、空調機器や自動車等から排出される人工排熱の低減を図る。加えて、冷暖房温度の適正化等ヒートアイランド現象の緩和につながる都市のライフスタイル・ワークスタイルの改善を図る。

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、湧水や下水再生水等の活用、路面温度上昇抑制機能を有する舗装材の活用、保水性建材・高反射率塗装等の技術の一体的導入、

民有緑地や農地の保全等、地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、冷気の発生源となる緑の拠点の形成・活用や、緑地・水面等の風の通り道の確保等の観点から、都市に残された緑地の保全、屋上・壁面緑化等の施設緑化、都市公園の整備、公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進、環境負荷の小さな都市の構築の推進により、都市形態の改善を図る。

○住宅の長寿命化の取組

持続可能社会の実現に向け、住宅を長期にわたり良好な状態で使用することにより省CO₂を含めた環境負荷の低減等に資するため、耐久性、維持管理容易性、省エネ性能等について優れた性能を備えた住宅の建設と適切な維持管理を推進すること等により、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組を推進する。

B. 低炭素型交通・物流体系のデザイン

○低炭素型交通システムの構築

交通システムの効率化等を図るため、集約型都市構造の実現とあいまって、交通流円滑化対策、交通需要マネジメント、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策を実施する。

○低炭素型物流体系の形成

物流体系全体のグリーン化⁴を推進するため、荷主と物流事業者の協働による取組の強化・拡大を図るとともに、モーダルシフト⁵、トラック輸送の効率化等を推進する。

⁴ モーダルシフト、トラック輸送効率化、流通業務の総合化・効率化、輸送機関の低公害化等により環境負荷の少ない物流体系の構築を図ること。

⁵ 貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ること。

イ. 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策⁶

エネルギーを消費する事業者・個人等の各主体は、自らの活動に関連して排出される二酸化炭素の総体的な抑制を目指して様々な取組を行う。

その際、各主体は自らの責任と役割、取組の及ぶ範囲を適切に認識し、例えば、製造事業者の民生・運輸部門への取組、小売事業者の消費者への情報提供等も含め、幅広い分野における二酸化炭素排出量の抑制を図ることに貢献する。

さらに、冷蔵庫、空調機器、給湯関連機器等の機器単体の省エネルギー性能は目覚ましく向上しているが、今後更なる性能向上を図るとともに、幅広く省エネルギー性能の高い機器の導入・普及を図る。

また、エネルギー転換部門でも、二酸化炭素排出原単位の小さいエネルギー源の活用や供給の効率化を図る。

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

産業部門における二酸化炭素排出量は2005年度において1990年度比▲6.1%であり、引き続き、自主行動計画を始めとする対策の着実な推進を図る。あわせて、同部門の事業者が民生・運輸部門の省CO₂化にも貢献する。

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

産業・エネルギー転換部門においては、1997年に日本経済団体連合会（以下「日本経団連」という。）が率先して環境自主行動計画を策定し、2010年度の二酸化炭素排出量を1990年度比±0%以下に抑制することを目標として掲げている。また、この日本経団連環境自主行動計画に加えて、業務その他部門・運輸部門を含めた各部門について、日本経団連傘下の個別業種や日本経団連に加盟していない個別業種が温室効果ガス排出削減計画を策定しており（以下、これら個別業種単位の計画を「自主行動計画」という。）、産業・エネルギー転換部門の排出量の約8割、全部門の約5割をカバーするに至っている。

*業種⁷ごとの自主行動計画の目標として、各業種の自主的な判断によって、エネルギー原単位、エネルギー消費量、二酸化炭素排出原単位、二酸化炭素排出量の4通りの指標のいずれかが主に選択されている。

2008年3月末時点で、産業部門においては50業種、業務その他部門においては32

⁶ 以下、複数の部門にまたがる施策については、2回目以降を「再掲」とし、再掲項目の文章を小文字で記載する（ただし、自主行動計画については、項目の文章量が多いため再掲項目には文章を記載しない）。また、国民運動については、横断的施策の項目（61～62頁）に文章を記載し、各部門別対策の該当項目には「後掲」と記載する。

⁷ ここでの業種とは、自主行動計画の策定主体であり、政府による評価・検証の対象となる団体・組織をいう。

業種、運輸部門においては17業種、エネルギー転換部門においては4業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

産業部門：50業種

(ビール酒造、たばこ製造、製菓、スターチ・糖化製品、乳業、清涼飲料、パン、てん菜糖、冷凍食品、植物油、菓子、精糖、食肉加工品、製粉、コーヒー、即席食品、醤油、缶詰、マヨネーズ・ドレッシング、鉄鋼、化学、製紙、セメント、電機・電子、自動車部品、自動車、鉱業、石灰製造、ゴム、染色、アルミ、板硝子、ガラスびん、自動車車体、電線、ベアリング、産業機械、伸銅、建設機械、石灰石鉱業、衛生設備機器、工作機械、石油鉱業、産業車両、建設、住宅生産、造船、舶用機器、鉄道車輛、舟艇)

業務その他部門：32業種

(銀行、生命保険、損害保険、電気通信事業、テレコムサービス、民間放送、日本放送協会、ケーブルテレビ、衛星放送、学校、生協、加工食品卸売、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、百貨店、家電量販店、DIY、情報サービス、チェーンドラッグストア、商社、LPガス、リース、倉庫、冷蔵倉庫、ホテル、国際旅館、国内旅館、自動車整備、不動産、産業廃棄物処理、新聞、ペット小売)

運輸部門：17業種

(船主、トラック、定期航空、内航海運、旅客船、タクシー、バス、民営鉄道、JR東日本、JR西日本、JR東海、港湾運送、JR貨物、JR九州、JR北海道、通運、JR四国)

エネルギー転換部門：4業種

(石油、電気、ガス、特定規模電気事業者)

合計：103業種

※ 今回(平成20年3月)の本計画改定に当たり自主行動計画の削減効果の算定に含めた対象は、これら103業種のうち、政府による効果算定(同年2月8日)以降に計画の新規策定や定性的目標の定量化が政府の関係審議会等において確認された業種等を除いた85業種(産業部門：49業種、業務その他部門：19業種、運輸部門：14業種、エネルギー転換部門：3業種)。

このような事業者による自主行動計画はこれまでのところ成果を上げてきており、特に、日本経団連環境自主行動計画は産業界における対策の中心的役割を果たしている。自主的手法には、各主体がその創意工夫により優れた対策を選択できる、高い目標へ取り組む誘因があり得る、政府と実施主体双方にとってコストがかからないといったメリットがあり、事業者による自主行動計画ではこれらのメリットが一層活かされることが期待される。

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。そのため、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえる観点から、

①計画を策定していない業種においては、新規に策定する

- ②計画の目標が定性的である業種は、目標を定量化する
- ③計画については、政府による厳格な評価・検証を実施する
- ④既に現状が目標を超過している場合には、目標の引き上げを行う

とともに、日本経団連環境自主行動計画の目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励される。

以下に掲げる業種⁸については、関係各省庁は、今後速やかに、所管業種に対する以下の働きかけを強化する。

①計画の新規策定⁹

(ばちんこ、ゲームセンター、証券、病院、大規模展示場)

②定性的目標の定量化

(信用金庫、信用組合、外食)

③政府による厳格な評価・検証の実施

※2008年3月末時点で該当業種なし

④目標水準を現時点で超過している業種に係る目標引き上げ¹⁰

(※は原単位目標の業種)

(ビール酒造、たばこ製造、植物油※、精糖、食肉加工品※、即席食品※、醤油、自動車、鉱業※、石灰製造、染色、アルミ※、板硝子、ガラスびん、建設機械※、石灰石鉱業※、衛生設備機器、建設※、鉄道車輛※、百貨店※、DIY※、チェーンドラッグストア※、ホテル※、自動車整備、産業廃棄物処理、石油※、ガス、特定規模電気事業者※)

政府としては、こうした自主行動計画の透明性・信頼性・目標達成の蓋然性^{がい}が向上するよう、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップの実行を進める。

政府における評価・検証は、上記①～④に加え、以下の観点を踏まえて行う。

- ◇ 京都議定書の第一約束期間が2008年から2012年の5年間にわたることから、計画の目標についても、5年間の平均で達成するものとするよう促す。
- ◇ 目標の未達幅を埋め合わせる今後の対策内容(京都メカニズムの活用を含む。)とその効果を、可能な限り定量的・具体的に示すよう促す。そのうち、目標達成が困難となる場合に備えて京都メカニズムを活用する業種については、クレジットの取得量と取得時期について、可能な限り具体的な見通しを示すよう促すとともに、取得したクレジットを目標達成に活用する場合は、政府口座に無償で移転することとする。

⁸ ①～④の該当項目の課題を措置した旨を、政府の関係審議会等において確認していない(③については、関係審議会等において実施していない)業種名を挙げている。

⁹ 本計画の当初策定時点(平成17年4月)で自主行動計画が策定されていない業種における計画の新規策定については、京都議定書の削減約束の達成に向けて定量的な削減効果を評価する必要があるため、実績等を踏まえ、定量目標を含めた計画の策定が求められる。

¹⁰ 舟艇、JR東日本、JR西日本及びJR北海道については、目標水準を現時点で超過している事実はあるものの、社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議での自主行動計画の評価・検証の結果、直ちに目標引き上げが必要とは評価されていない。

- ◇ 目標達成の蓋然性をより向上するため、各業種を構成する企業間の責任分担の状況等について、確認・見直しを行うよう促す。
- ◇ 京都議定書が温室効果ガス総排出量を目標としていることにもかんがみ、原単位のみを目標指標としている業種に対し、二酸化炭素排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討するよう促す。
- ◇ 自主行動計画の参加事業所の二酸化炭素排出量について、地球温暖化対策推進法に基づく個別事業所の排出量データを活用し、先進的な取組事例を定量的に示すことも含め、更に積極的な情報開示を行うよう促す。
- ◇ 業務その他部門、家庭部門及び運輸部門における対策の抜本的強化が求められているところ、日本経団連が加盟業種・会員企業の本社等オフィスにおける二酸化炭素排出削減目標を包括的・業種横断的に、速やかに設定するよう促すとともに、会員企業の社員の家庭における環境家計簿の利用拡大等の取組を進めるよう更に促す。
- ◇ 産業界の業務・運輸部門における取組や、民生・運輸部門の排出削減への寄与については、製品のLCAの観点も踏まえた定量化も含め、可能な限り定量化を行うよう促す。
- ◇ 自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うため、各業種において、信頼性の高いデータに基づく国際比較等を行うとともに、自主行動計画に基づく取組について積極的な対外発信を行うよう促す。

(b) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

○製造分野における省エネ型機器の普及

自主行動計画に基づく各種省エネルギー機器の導入に加え、旧来機器と比べて大幅な省エネルギーが可能な高性能工業炉等の普及を促進するため、重点的に支援措置を講ずるとともに、次世代コークス炉の導入を支援する。

○建設施工分野における低燃費型建設機械の普及

低燃費型建設機械の使用を奨励し、公共工事において積極的に活用することにより低燃費型建設機械の普及を促進する等、建設施工分野における省CO₂化を推進する。

(c) エネルギー管理の徹底等

○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底

自主行動計画の推進・強化に加えて、産業部門については、省エネルギー法に基づく措

置により、工場等の省エネ化が図られてきている。

また、エネルギー消費量が大きなオフィスビル等については、エネルギー管理を促すため、2003年4月以降、省エネルギー法の規制を強化し、定期報告や中長期計画の策定等を義務付けている。

さらに、2006年4月からは、従来分けていた熱と電気の管理を一体的に管理することで、省エネルギー法の規制対象を拡大したところ。

今後は、省エネルギー法を改正し、現行の「工場・事業場単位」による規制から「企業単位」での総合的なエネルギー管理へ法体系を改正するとともに、一定規模以上のフランチャイズチェーンについてチェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理を導入することで、工場・オフィスビル等の実効性のある省エネ取組の更なる強化を行う。

また、企業の経営形態等を踏まえつつ、工場・事業場等ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価を推進するとともに、次の項目に掲げる「中小企業の排出削減対策の推進」やコンビナート等の産業集積地において工場排熱を企業間で融通する等、複数の事業者が共同して自主的に省エネ・排出削減を行う仕組み（エネルギー・CO₂共同削減事業）を構築し、また、省エネルギー効果の大きい連携事業に対して支援を行う。

○中小企業の排出削減対策の推進

中小企業における排出削減対策の強化のため、中小企業の排出削減設備導入について、資金面の公的支援を一層充実する。

また、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等（いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。）が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みを構築し、その目標引き上げ等を促していく。

その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、我が国全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たっては、民間有識者からなる第三者認証機関が京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行う。

さらに、既存の関連制度（地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度や省エネルギー法の定期報告制度）との連携・整合性のとれた制度とする。

なお、本制度の運用に当たっては、中小企業等がこの仕組みの下で得られる収入のみでは事業が成立しない場合に限り、設備導入補助等既存の中小企業支援策を最小限受けることができるようにする。

また、創出された「国内クレジット」の管理体制・システムについては、例えば中小企業等と大企業等が協働（共同）で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。

○農林水産業における取組

木質バイオマス利用等の先進的加温設備や脱石油型施設園芸システムの実証・普及、省エネ型設備・機器等の格付認定制度の検討により施設園芸の省エネの推進を図るほか、温室効果ガス排出削減に資する農業機械等の利用促進、バイオディーゼル燃料を農業機械に利用するための地産地消モデルの確立を図る。

製材工場等における木質バイオマス利用施設の整備により省エネの推進を図る。

発光ダイオード集魚灯、漁船の推進効率の改善などの省エネルギー化及び新技術を導入した新たな漁船の建造による省エネ型代船取得により経営転換を促進するとともに、適切な管理・運転についての情報を提供する。

○産業界の民生・運輸部門における取組

産業界は、素材等の軽量化・高機能化、エネルギー効率の高い製品の提供、自家用トラックから営業用トラックへの転換・モーダルシフト等を通じた物流の効率化、社員の通勤に係る公共交通機関の利用促進等を通じて民生・運輸部門の省CO₂化に貢献する。

B. 業務その他部門の取組

オフィス等（店舗等サービス業を含む。）の業務部門の二酸化炭素排出量は、床面積の増大もあいまって1990年度比で4割以上増大しており、省エネルギー法によるエネルギー管理や自主行動計画の着実な実施等を通じて抑制を図ることとする。

オフィス等で使用される機器の効率向上・普及を図ることにより業務その他部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、世界最高水準のエネルギー効率を目指し、今後とも一層の機器のエネルギー効率の向上を促進する。

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

（再掲：業務その他部門の業種）

2008年3月末時点で、業務部門においては、32業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

(b) 公的機関の率然的取組

○国の率然的取組

政府は、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画、及び同計画に基づく各府省実施計画に基づき、2008年度から2012年度の第1約束期間を念頭に、財・サービスの購入・使用、建築物の建築・管理その他の事務及び事業に関し、率然的な取組を実施する。

特に、全国の国の庁舎において太陽光発電、建物緑化、E S C O等のグリーン化を集中的に推進する。政府実行計画に基づく取組に当たっては、2007年11月に施行された国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）及び12月7日に閣議決定された同法の基本方針に基づき、電力、自動車、E S C O、建築の4分野を中心に環境配慮契約を実施し、政府実行計画に定める目標をより確実に達成し、更なる削減に努めるものとする。基本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

国の庁舎について、グリーン庁舎¹¹の整備、グリーン診断・改修¹²、適正な運用管理の徹底を引き続き推進するとともに、空気調和設備のライフサイクルエネルギーマネジメント（L C E M）手法¹³の活用に取り組む¹⁴。また、国は、バイオ燃料の使用に努めるとともに、クリーンディーゼル車など燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動

¹¹ 計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減化を図る国の庁舎。

¹² 官庁施設の環境保全性に関する性能を評価すること及び改修計画から改修工事、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることを目的とした改修。

¹³ ライフサイクルを通じ、エネルギー性能の一貫したマネジメント（要求性能の設定、性能の検証、改善等）を行うことをいう。

¹⁴ なお、断熱材の使用に当たっては、公共工事標準仕様書等においてノンフロン断熱材の使用に努めている（脚注24参照）。

車、アイドリングストップ装置搭載車の率先導入を図る。

温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、国は環境物品等の率直的調達を行う。

なお、政府の実行計画の進捗状況は、毎年地球温暖化対策推進本部の幹事会において点検し、その結果を公表する。この際、透明性の確保の観点から、点検結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これに合わせて公表する。

あわせて、新しい技術・システムの率直的な導入や各省庁間の有機的連携を通じて、霞が関周辺において「省CO₂型官庁街」の形成を図る。

具体的には、以下の事項等を引き続き推進していく。

- ・燃料電池の加速的導入
- ・太陽光発電、風力発電等の新エネルギー等の一層の導入
- ・省CO₂に資するエネルギー源の選択
- ・電力負荷平準化に資するヒートポンプ・蓄熱システムや蓄電池、ガス冷房等の導入
- ・庁舎敷地における舗装改修時の保水性舗装等の導入
- ・施設の適正な運用管理の徹底
- ・共用自転車システムの高度化
- ・緑化の一層の推進

○地方公共団体の率直的取組

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の実行計画を策定することが義務付けられている。策定に際しては、国が策定するマニュアルを参考にしつつ、「政府の実行計画」の規定に準じて策定すること、特に以下の点に留意することが期待される。

- 実行計画に盛り込む内容
 - ・計画の目的、期間等の基本的事項
 - ・温室効果ガスの総排出量の把握
 - ・具体的な取組（措置）項目
 - ・取組（措置）の目標、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標
 - ・推進・点検体制、計画の点検、評価、公表等の手続
- 対象範囲
 - ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた行政事務全てを対象とする。また、外部への委託、指定管理者制度等により実施するもので、温室効

果ガスの排出の削減等の取組（措置）が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

- ・特に、庁舎等の使用電力購入について、環境配慮契約法及び基本方針に基づく裾切り方式等を導入し、省CO₂化を図る。

○点検・評価体制

- ・定期的実施状況の点検・評価を行い、その結果を毎年一回公表する。
- ・点検・評価結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較などを行い、これを合わせて可能な限り詳細に公表する。
- ・点検・評価結果を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行うとともに、計画の実施に当たって整備した様々な運用の仕組みについても見直しを行う。

なお、国は透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果について取りまとめ、一覧性をもって公表するものとする。

また、地方公共団体は環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成するなどにより、環境配慮契約に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するなどにより、グリーン購入の取組に努めるものとする。

○国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進

国、地方公共団体は、独立行政法人等の公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、政府の実行計画や地方公共団体の実行計画に準じて、独立行政法人等がその事務及び事業に関し温室効果ガスの削減等のため実行すべき計画を策定すること、及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、環境配慮契約法における環境配慮契約の義務対象となっている独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を確実に実施する。

(c) 建築物・設備・機器等の省CO₂化

○建築物の省エネルギー性能の向上

建築物の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて業務その他部門の二酸化炭素排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、新築時等における省エネルギー対策を引き続き進めるとともに、これに加えて、既存の建築物ストックの省エネルギー性能の向上を図る省エネルギー改修を促進する。

このため、省エネルギー法を改正し、建築物に係る省エネルギー措置の届出等の義務付けの対象について、一定の中小規模の建築物へ拡大するとともに、大規模な建築物に係る担保措置を強化する。

また、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される

高効率ビルシステムをエネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に追加するとともに、建築物等に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE¹⁵）の充実・普及、省エネ改修等の建築物の省エネルギーに関する設計、施工等に係る情報提供等の推進、中小事業者等の省エネルギー対策に係る施工技術等の導入の促進、民間事業者等による先導的な技術開発や省CO₂技術が導入されたモデルプロジェクトに対する支援、省エネルギー対策においてビルオーナーとテナントの連携を図るモデル事業への支援等を行う¹⁶。

さらに、ESCO¹⁷を活用した省エネルギー機器・設備の導入等を促進する。

○緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化

（再掲）

ヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得られた知見を活用し、総合的にヒートアイランド関連施策を実施することにより、熱環境改善を通じた都市の低炭素化を推進する。

このため、エネルギー消費機器等の高効率化の促進や未利用エネルギー等の利用促進により、空調機器や自動車等から排出される人工排熱の低減を図る。加えて、冷暖房温度の適正化等ヒートアイランド現象の緩和につながる都市のライフスタイル・ワークスタイルの改善を図る。

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、湧水や下水再生水等の活用、路面温度上昇抑制機能を有する舗装材の活用、保水性建材・高反射率塗装等の技術の一体的導入、民有緑地や農地の保全等、地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、冷気の発生源となる緑の拠点の形成・活用や、緑地・水面等の風の通り道の確保等の観点から、都市に残された緑地の保全、屋上・壁面緑化等の施設緑化、都市公園の整備、公園、道路、河川・砂防、港湾、下水道等の事業間連携等による水と緑のネットワーク形成等の推進、環境負荷の小さな都市の構築の推進や保水性建材・高反射率塗装等の技術の一体的導入などにより、都市形態の改善を図る。

○エネルギー管理システムの普及

ITの活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー管理システムの技術開発や普及促進を図る。

¹⁵ 居住性（室内環境）の向上と省エネルギー対策を始めとする環境負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価し、評価結果を分かりやすい指標として提示する住宅・建築物の総合環境性能評価システム。

¹⁶ なお、住宅・建築物の省エネルギー性能を図るため断熱材を使用する場合、フロンを含有する断熱材では、フロンの温室効果を勘案するとかえってトータルの温室効果ガスの排出量が増加する傾向にあるため、断熱材のノンフロン化を推進する必要がある。

¹⁷ 包括的な省エネルギーサービスを提供する事業である Energy Service Company の略。

また、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に業務用ビルのエネルギー管理システムを追加し、その導入支援を行う。

○トップランナー基準に基づく機器の効率向上

1998年度から省エネルギー法に基づきトップランナー基準を導入しているが、今後、更に個別機器の効率向上を図るため、トップランナー基準の対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図る。

待機時消費電力の削減を図るため、これまで業界の自主的取組を促進してきたが、今後とも業界の自主的取組をフォローアップする。

○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援

個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を更に進める。

家庭におけるエネルギー消費量の約3割を占める給湯部門においては、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器といった従来方式に比べ省エネルギー性能が特に優れた機器が開発され製品化されており、これらの機器の加速的普及を図るため、その導入に対する支援を行い、事業者による更なる普及を促進するとともに、小型化・設置容易化等の技術開発を促進する。

また、近年、ヒートポンプ技術¹⁸を活用した高効率の業務用空調機や、省エネルギー効果が高くフロンを使用しない業務用給湯器・低温用自然冷媒冷凍装置、コンビニエンスストア等エネルギー多消費型の中小規模の小売店舗用の省エネルギー型冷蔵・冷凍機・空調一体システムが開発されてきており、導入支援措置等により業務用分野においてもこれらの加速的普及を図る。

さらに、発光ダイオード(LED: Light Emitting Diode)を用いた省エネルギー器具を導入することにより、従来の白熱灯・蛍光灯と比較し、大幅な省エネルギーを達成することができるため、更なる高効率化に向けた技術開発を推進しつつ、これらの機器の普及を図る。

(d) エネルギー管理の徹底等

○工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底

(再掲)

自主行動計画の推進・強化に加えて、産業部門については、省エネルギー法に基づく措置により、工場等の省エネ化が図られてきている。

また、エネルギー消費量が大きなオフィスビル等については、エネルギー管理を促すため、

¹⁸ 冷媒の凝縮・蒸発により、外気と室内空気との熱のやりとりを行う技術。

2003年4月以降、省エネルギー法の規制を強化し、定期報告や中長期計画の策定等を義務付けている。

さらに、2006年4月からは、従来分けていた熱と電気の管理を一体的に管理することで、省エネルギー法の規制対象を拡大したところ。

今後は、省エネルギー法を改正し、現行の「工場・事業場単位」による規制から「企業単位」での総合的なエネルギー管理へ法体系を改正するとともに、一定規模以上のフランチャイズチェーンについてチェーン全体を一つの単位としたエネルギー管理を導入することで、工場・オフィスビル等の実効性のある省エネ取組の更なる強化を行う。

また、企業の経営形態等を踏まえつつ、工場・事業場等ごとの取組に対するベンチマーク等の指標を活用した客観的評価を推進するとともに、次の項目に掲げる「中小企業の排出削減対策の推進」やコンビナート等の産業集積地において工場排熱を企業間で融通する等、複数の事業者が共同して自主的に省エネ・排出削減を行う仕組み（エネルギー・CO₂共同削減事業）を構築し、また、省エネルギー効果の大きい連携事業に対して支援を行う。

○中小企業の排出削減対策の推進

（再掲）

中小企業における排出削減対策の強化のため、中小企業の排出削減設備導入について、資金面の公的支援を一層充実する。

また、大企業等の技術・資金等を提供して中小企業等（いずれの自主行動計画にも参加していない企業として、中堅企業・大企業も含む。）が行った温室効果ガス排出抑制のための取組による排出削減量を認証し、自主行動計画等の目標達成のために活用する仕組みを構築し、その目標引き上げ等を促していく。

その際、参加事業者が自主的に取り組むことを前提としつつ、我が国全体での排出削減につながるよう、排出削減量の認証に当たっては、民間有識者からなる第三者認証機関が京都メカニズムクレジットに適用される簡便な認証方法に倣った基準により認証を行うことにより、一定の厳格性及び追加性を確保するとともに、中小企業等の利便性確保の観点から手続の簡素化等を行う。

さらに、既存の関連制度（地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度や省エネルギー法の定期報告制度）との連携・整合性のとれた制度とする。

なお、本制度の運用に当たっては、中小企業等がこの仕組みの下で得られる収入のみでは事業が成立しない場合に限り、設備導入補助等既存の中小企業支援策を最小限受けることができるようにする。

また、創出された「国内クレジット」の管理体制・システムについては、例えば中小企業等と大企業等が協働（共同）で事業計画を策定、申請し、その認可を受けるといった仕組みなど、可能な限り簡便なものとする。

○上下水道・廃棄物処理における取組

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エ

エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善、反応槽の散気装置や汚泥脱水機における効率の良い機器の導入等の省エネルギー対策や、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスの発電等への活用、下水及び下水処理水の有する熱（下水熱）の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。

廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDF（Bio Diesel Fuel）の導入などの車両対策の推進を行う。

(e) 国民運動の展開

（後掲）

C. 家庭部門の取組

家庭部門の二酸化炭素排出量は、世帯の増加が次第に緩やかになっているにもかかわらず、家電保有台数の増加等によるエネルギー消費量の増加により1990年度比で約3割以上増大している。このため、住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題としてとらえ、ライフスタイルを不断に見直し、省エネルギー対策に努めることを促す。

家庭で使用される機器の効率向上・普及を図ることにより家庭部門のエネルギー消費量の抑制が図られることから、世界最高水準のエネルギー効率を目指し、今後も一層の機器のエネルギー効率の向上を促進する。

(a) 国民運動の展開

（後掲）

(b) 住宅・設備・機器等の省CO₂化

○住宅の省エネルギー性能の向上

住宅の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて家庭部門の二酸化炭素排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、新築時等における省エネルギー措置の徹底に加えて、既存の住宅ストックの省エネルギー性能の向上を図る省エネ改修を促進する。

このため、省エネルギー法を改正し、建築物と同様、住宅に係る省エネルギー措置の届出の義務付けの対象について、一定の中小規模の住宅へ拡大するとともに、大規模な住宅に係る担保措置を強化する。また、住宅を建築し、販売する事業者に対し、省エネルギー性能の向上を促す措置等を導入する。

また、証券化の枠組みを活用した融資による支援、地域住宅交付金を活用した地域の創意工夫による省エネ住宅等の普及促進、既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化等）を行った場合の省エネ改修促進税制の創設、中小事業者等の省エネルギー対策に係る施工技術等の導入の促進、民間事業者等による先導的な技術開発や省CO₂技術が導入されたモデルプロジェクトに対する支援、断熱資材の導入や太陽光発電システム・太陽熱利用設備の設置等を一体として行うモデル性の高い住宅の導入・改築に係る支援等を行うとともに、住宅リフォーム時に省CO₂型資材を導入する等のエコリフォームの実施に対する普及啓発、支援を行う。

また、消費者等が省エネルギー性能の優れた住宅を選択することを可能とするため、住宅等に関する総合的な環境性能評価手法（CASBEE）や住宅性能表示制度の充実・普及、住宅設備を含めた総合的な省エネ評価方法の開発を推進し、省エネルギー性能の評価・表示による消費者等への情報提供を促進する。

さらに、省エネルギー性能の高い窓ガラスやサッシの普及を図るため、製造事業者等による省エネルギー性能の品質表示制度を円滑に実施するとともに、その省エネルギー効果について各種媒体を活用した周知徹底を行うこととし、住宅リフォーム時に導入可能な各種省エネ対策について普及啓発を行う。

加えて、戸建住宅においては各戸居住者に対してエネルギーの使用状況に応じた省エネルギー機器・設備・建材の導入メリットに関する情報提供を、また集合住宅においてはリース・ESCOを活用した省エネルギー機器・設備・建材の導入等を促進する。

○エネルギー管理システムの普及

（再掲）

ITの活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー管理システムの技術開発や普及促進を図る。

また、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の対象設備に業務用ビルのエネルギー管理システムを追加し、その導入支援を行う。

○トップランナー基準に基づく機器の効率向上

（再掲）

1998年度から省エネルギー法に基づきトップランナー基準を導入しているが、今後、更に個別機器の効率向上を図るため、トップランナー基準の対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図る。

待機時消費電力の削減を図るため、これまで業界の自主的取組を促進してきたが、今後とも業界の自主的取組をフォローアップする。

○高効率な省エネルギー機器の開発・普及支援

（再掲）個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を更に進める。

家庭におけるエネルギー消費量の約3割を占める給湯部門においては、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器といった従来方式に比べ省エネルギー性能が特に優れた機器が開発され製品化されており、これらの機器の加速的普及を図るため、その導入に対する支援を行い、事業者による更なる普及を促進するとともに、小型化・設置容易化等の技術開発を促進する。

また、近年、ヒートポンプ技術を活用した高効率の業務用空調機や、省エネルギー効果が高くフロンを使用しない業務用給湯器・低温用自然冷媒冷凍装置、コンビニエンスストア等エネルギー多消費型の中小規模の小売店舗用の省エネルギー型冷蔵・冷凍機・空調一体システムが開発されてきており、導入支援措置等により業務用分野においてもこれらの加速的普及を図る。

さらに、発光ダイオード（LED：Light Emitting Diode）を用いた省エネルギー器具を導入することにより、従来の白熱灯・蛍光灯と比較し、大幅な省エネルギーを達成することができるため、更なる高効率化に向けた技術開発を推進しつつ、これらの機器の普及を図る。

D. 運輸部門の取組

運輸部門における二酸化炭素排出量は1990年度比で約2割増大しているが、近年、運輸部門からの排出量は低下傾向にあり、これを一層着実なものとするため、自動車・道路交通対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など総合的な対策を推進する。

(a) 自動車・道路交通対策

○自動車単体対策の推進

運輸部門におけるエネルギー消費の大半を自動車部門が占めていることから、自動車単体対策として、世界最高水準の燃費技術により燃費の一層の改善を図るとともに、燃費性能の優れた自動車やクリーンエネルギー自動車の普及等の対策・施策を推進する。

トップランナー基準について、2010年度燃費基準からの更なる低燃費化を促進するため、既に導入されている（乗用車等2007年7月、重量車2006年4月）2015年燃費基準に適合する自動車の拡大・普及を積極的に進める。

クリーンディーゼル車などの燃費性能に優れた自動車や省CO₂化に資する電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車¹⁹（CEV：Clean Energy Vehicle）の普及を促進するため、補助制度や税制上の優遇等の支援措置、燃費性能に関する評価・公表制度の活用等の環境整備等を行う。

また、製造事業者と消費者との接点である小売事業者が省エネルギーに関する適切な情報を提供する仕組みづくりを進める。

アイドリングストップ装置導入のための補助等を引き続き実施するとともに、自動車製造事業者等に対して搭載車種拡大、販売促進努力等を促し、環境整備等を行う。

サルファーフリー（硫黄分10ppm以下）石油系燃料の導入を踏まえ、自動車技術との最適な組合せにより、燃費効率の向上を図る。

○交通流対策の推進

交通流の円滑化による走行速度の向上が実効燃費を改善し、自動車からの二酸化炭素排出量を減らすことから、環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点の立体化等を推進するとともに、高速道路の多様で弾力的な料金施策、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport Systems）の推進、道路交通情報提供事業の促進、路上駐停車対策、路上工事の縮減、ボトルネック踏切等の対策、交通安全施設の整備といった交通流対策を実施する。また、上記の交通安全施設の整備において、信号灯器のLED化を推進する。

¹⁹ ここでは、電気自動車、ハイブリッド自動車、水素・燃料電池自動車、天然ガス自動車、ディーゼル代替LPガス自動車の総称。

○環境に配慮した自動車使用の促進

駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等エコドライブの普及・推進を図る。

このため、関係4省庁²⁰のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブの普及促進のための環境整備を行う。

トラック・バス・タクシー等の事業用自動車のエコドライブを促進するため、運送事業者等を対象に、エコドライブ管理システム（EMS：Eco-drive Management System²¹）の構築・普及等を図る。なお、エコドライブについては、対策の裾野を広げて削減量を拡大するため、一般のドライバーを対象とした普及啓発も行う。

さらに、GPS等情報技術の活用によりタクシー等の効率的な配車・運行を可能とするシステムの導入等を促進し、営業用自動車の運行を効率化する。

速度抑制装置の装備を義務付け、高速道路での大型トラックの最高速度を抑制することで、燃料消費効率の向上による省CO₂化を図る。

○国民運動の展開

（後掲：エコドライブ、公共交通機関の利用促進等に係るもの）

(b) 公共交通機関の利用促進等

○公共交通機関の利用促進

鉄道新線、LRT (Light Rail Transit²²)、BRT (Bus Rapid Transit²³)等の公共交通機関の整備や、ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、パークアンドライド等によるサービス・利便性の向上を引き続き図るとともに、シームレスな公共交通の実現に向けた取組を推進する。

また、これらと連携した、事業者による通勤交通マネジメント、カーシェアリングの実施等の主体的な取組の促進、国民への啓発活動により、旅客交通において自家用乗用車から鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換を促進する。さらに、このような事業者による主体的な取組を推進するため、全国レベル及び地方レベルにおける、交通事業者、経済界等からなる協議会を活用すること等により、具体的な取組を進めていく。

旅客部門の二酸化炭素排出量増加の主因となっている自家用乗用車への過度の依存を抑制し、環境的に持続可能な交通（EST：Environmentally Sustainable Transport）

²⁰ 警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省

²¹ 自動車の運行において計画的かつ継続的なエコドライブの実施とその評価及び指導を一体的に行う取組。

²² 走行空間の改善、車両性能の向上等により、乗降の容易性、定時性、速達性、輸送力、快適性等の面で優れた特徴を有する人と環境に優しい次世代型路面電車システム

²³ 専用レーン等を活用した高速輸送バスシステム

の推進を自発的に目指す地域に対し、2005年から実施しているE S Tモデル事業の成果を情報提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁が連携して支援することにより、地域の特色を活かしたE S Tの全国への普及展開を図る。

○エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進

鉄道部門においては、軽量タイプの車両やV V V F 機器搭載車両²⁴の導入等、エネルギー効率の良い車両を導入してきたところであり、引き続きその導入を促進する。

船舶部門においては、環境に優しく経済的な次世代内航船（スーパーエコシップ）等新技術を導入した船舶の開発・普及を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。また、船舶の燃費性能を評価する指標を確立し、燃費性能の優れた船舶の普及を推進する。

航空部門においては、事業者によるエネルギー効率の良い新規機材の導入支援及び運航の効率化を行ってきたところである。今後もこうしたエネルギー効率の良い航空機材の導入及び航空保安システムの高度化等を引き続き促進する。

(c) テレワーク等情報通信技術を活用した交通代替の推進

テレワーク人口倍増アクションプラン（平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、情報通信技術を活用した場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方（テレワーク）を促進することにより、鉄道、乗用車、バス等による通勤交通量の削減を推進する。

(d) 産業界における自主行動計画の推進・強化

（再掲：運輸部門の業種）

2008年3月末時点で、運輸部門においては、17業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

(e) 物流の効率化等

○荷主と物流事業者の協働による省CO₂化の推進

配送を依頼する荷主と配送を請け負う物流事業者の連携を強化し、地球温暖化対策に係る取組を拡大することで、物流体系全体のグリーン化を推進する。

このため、省エネルギー法による荷主・輸送事業者のエネルギー管理を引き続き推進

²⁴ 電気抵抗を使わずにモーターの回転数を効率良く制御する機構を搭載した車両。

する。また、「グリーン物流パートナーシップ会議²⁵」を通じ、モーダルシフトやトラック輸送の効率化等を荷主と物流事業者が連携して行う事業への支援を行うとともに、環境負荷の観点から影響が大きいと考えられる商慣行の見直しや、宅配事業者の配達方法の改善におけるエコポイントの発行など、消費者の物流における意識向上を図ったシステムの構築に対する支援を行う。加えて、荷主と物流事業者の連携を円滑化するため、両者が共通に活用できる物流分野の二酸化炭素排出量算定のための統一的手法（ガイドライン）を精緻化し、取組ごとの効果を客観的に評価できるようにする。

さらに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）により、サードパーティ・ロジスティクス²⁶（3PL：3rd Party Logistics）事業の導入、輸配送の共同化やITの活用等による輸送・保管・流通加工等の流通業務の総合的かつ効率的な実施を支援する。

あわせて、都市内物流の効率化のために、「都市内物流トータルプラン」に基づき、ボトルネックの把握や問題解決に向けた検討を行う協議会への支援を行う。

○モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進

物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。

この一環として、受け皿たる内航海運の競争力を高めるため、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備による輸送コスト低減やサービス向上を進めるとともに、エネルギー効率の良い次世代内航船（スーパーエコシップ）等新技術の開発・普及等を進める。また、船舶の燃費性能を評価する指標を確立し、燃費性能の優れた船舶の普及を推進する。さらに、接岸中の船舶への電源供給のための陸上施設の整備の検討等、物流の拠点である港湾ターミナルにおける荷役機械等の電化及び効率化に取り組むとともに、港湾における二酸化炭素排出量の一層の削減に向けた技術開発等に取り組む。

同様に鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、コンテナ等の輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減等により貨物鉄道の利便性の向上を図る。

また、トラック輸送についても一層の効率化を推進する。このため、自家用トラックから営業用トラックへの転換並びに車両の大型化及びトレーラー化を推進するとともに、大型化に対応した道路整備を進める。あわせて輻輳輸送の解消、帰り荷の確保等による積載効率の向上を図る。

さらに、国際貨物の陸上輸送距離の削減にも資する中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備、多目的国際ターミナルの整備、各モード間の連携を深めるインフラ整備等を推進する。

²⁵ 物流のグリーン化に向けた産業界の自主的な取組を促進するため、荷主企業、物流事業者、行政、その他関係方面の会員企業・団体が構成される組織であり、経済産業省、国土交通省及び関係団体の協力により運営される。

²⁶ 荷主から物流を一貫して請け負う高品質のサービス。

○グリーン経営認証制度の普及促進

燃費の向上など一定の優れた環境取組を実施している運輸事業者を認定する「グリーン経営認証制度」については、認定事業者の平均燃費の向上に貢献してきており、今後更なる普及を促進する。

E. エネルギー転換部門の取組

エネルギー転換部門では、インフラ整備・改革に一定の時間を要するものの、早期に対策に着手し、二酸化炭素排出原単位の小さいエネルギー源を活用するとともに、エネルギーの安定供給を念頭に置きつつ化石燃料の環境調和型利用を図る等、供給の効率化を図っていく。

(a) 産業界における自主行動計画の推進・強化

(再掲：エネルギー転換部門の業種)

2008年3月末時点で、エネルギー転換部門においては、4業種が定量目標を持つ目標を設定し、審議会等の評価・検証を受けている。

○電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減

我が国のエネルギー起源二酸化炭素排出量の大きな部分を占める発電部門において、二酸化炭素排出原単位を低減させることが重要であることから、下記の対策等を講ずる。

- ・事業者による以下の取組等による自主目標達成の評価・検証を行う。
 - 科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上。
 - 火力発電の熱効率の更なる向上と環境特性に配慮した火力電源の運用方法の調整等。
 - 事業者による京都メカニズムの活用による京都議定書上のクレジット（排出削減量）獲得。
- ・省CO₂化につながる電力負荷平準化対策を、ヒートポンプ・蓄熱システムや蓄電池、ガス冷房の普及促進等により推進する。
- ・電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）²⁷を着実に施行するとともに、老朽石炭火力発電の天然ガス化転換を促進する。

(b) エネルギーごとの対策

○原子力発電の着実な推進

発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電については、地球温暖化対策の推進の上で極めて重要な位置を占めるものである。今後も安全確保を大前提に、原子力発電の一層の活用を図るとともに、基幹電源として官民相協力して着実に推進する。その推進に当たっては、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を一層改善する観点から、国内における核燃料サイクルの確立を国の基本的な考え方として着実に進めていく。このため、原子力政策大綱（平成17年10月11日原子力委員会決定）に示された基

²⁷ 電気事業者に一定量以上の新エネルギー等による電気の利用を義務付ける法律であり、2002年6月に公布、2003年4月に全面施行された。RPSはRenewables Portfolio Standardの略。

本方針に従い、原子力立国計画（平成18年8月8日総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会報告書）にのっとり、以下の施策を推進する。

- ・ 現在稼働中の55基に加え、建設中の2基（泊3号、島根3号）を2012年度時点で着実に稼働するよう、事業者の取組をフォローアップする。
- ・ 官民一体となった世界標準を獲得し得る次世代軽水炉の技術開発、高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた関係者と一体となった取組、ウラン資源自主開発の推進及び原子力人材育成等を通じ、原子力発電の長期かつ安定的な運転のための環境整備を進める。
- ・ プルサーマルの着実な実施や六ヶ所再処理工場の本格操業開始を含む核燃料サイクル確立に向けた着実な取組、個別立地対策、広聴・広報活動の実施や関連産業の強化、高レベル放射性廃棄物の最終処分事業の推進に向けた取組の強化等を行う。
- ・ 安全確保を大前提とした科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上と既設炉の活用を進める。

○天然ガスの導入及び利用拡大

天然ガスは、他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであり、中東以外の地域にも広く分散して賦存することから、原子力等の他のエネルギー源とのバランスやエネルギーセキュリティを踏まえつつ、天然ガスへの転換等その導入及び利用拡大を推進する。

- ・ 国内ガス流通の活性化を図るため、民間主体による天然ガス供給インフラ構築のための環境整備を総合的に推進する。
- ・ 産業用ボイラー等の天然ガスへの燃料転換、都市ガス事業者のガス種の天然ガス転換を進める。
- ・ 効率的な天然ガス利用を促進するため、ガスタービン・ガスエンジンの高効率化、天然ガスコージェネレーションや電力負荷平準化対策にも資する高効率型ガス冷房等の導入を促進する。
- ・ 天然ガス等を原料とするGTL²⁸（Gas To Liquid）やDME²⁹（Dimethyl Ether）、及びメタンハイドレートに係る技術開発等を推進し、その導入を進める。

○石油の効率的利用の促進

石油については、今後も一次エネルギー供給の重要な位置を占めるエネルギー源として、環境に配慮しつつ効率的に利用していく。

このため、省CO₂化に資する省エネルギーシステムとして、石油コージェネレーションシステム、高効率・低NO_xボイラー等の環境負荷のより小さい石油システムの普及促進

²⁸ ガス・トゥー・リキッド。天然ガス等から合成ガスを経て製造される軽油等代替の新燃料。

²⁹ ジ・メチル・エーテル。天然ガス等から合成ガスを経て製造される燃料ガス。LPガスに性状が類似しており、液化が容易。広義にはGTL製品の一種。

を図る。

○LPガスの効率的利用の促進

環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなエネルギーであるLPガスの利用を促進する。このため、LPガスコージェネレーションシステム、ガスエンジン給湯器等のLPガスシステムの高効率利用の促進を図る。

○水素社会の実現

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出しないエネルギー媒体であり、かつ、非化石燃料からの製造も可能で、その意味では環境に望ましい二次エネルギーである。

このため、水素社会のキーテクノロジーである燃料電池及び水素製造の技術開発、基準・標準の策定、規制の見直し等とともに、先導的な導入を促進し、その普及に取り組む。さらに、原子力や再生可能エネルギーの水素転換など二酸化炭素を排出しない水素製造についても技術開発を進める。

(c) 新エネルギー対策

○新エネルギー等の導入促進

太陽光や太陽熱、風力、バイオマス³⁰等を活用した新エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、国の支援策の充実等によりその導入を促進する。また、地域における地産地消型の新エネルギー導入の取組への評価と、先進的事例紹介によるベストプラクティスを共有する。

今後、より確実かつ費用効果的に新エネルギーの導入を推進するため、新エネルギー対策の抜本的強化について、速やかに総合的検討を行う。

○熱分野

- ・地方公共団体による新エネルギー導入の総合的計画の策定、実施、評価の推進、バイオマス・ニッポン総合戦略の推進と連携したバイオマス熱利用の促進強化、太陽熱利用の促進、廃棄物熱利用の促進等の措置を講ずる。
- ・輸送用燃料（ガソリン及び軽油）におけるバイオ燃料の利用について、食料との競合、安定供給上の課題、経済性等への対応を図るほか、バイオ燃料関連税制などの経済的インセンティブの活用、食料と競合しない稲わら等のセルロースを原料とした技術の確立、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた大規模実証やバイオ燃料の高濃度利用に向けた自動車等に係る技術開発等により、輸送用燃料を含むバイオ燃料の普及を促進する。さらに、バイオ燃料の品質を確保するための制度を整備するとともに、バイオ燃料の原料生産者である農林漁業者とバイオ燃料製造業者の連携した取組を支援する。

³⁰ バイオマスを含め再生可能エネルギーは気候変動枠組条約における取扱い上も二酸化炭素排出量が計上されないこととなっている。

○発電分野

- ・公共分野への導入拡大、太陽光発電を始めとする低コスト化・高効率化を促進する技術開発、風力発電の系統連系対策・自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整、廃棄物発電やバイオマス発電の導入促進、R P S法の着実な施行（再掲）、グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等の措置を講ずる。

また、風力・バイオマス・太陽光発電、コージェネレーションシステム（エネルギー効率の高いもの）、燃料電池等の分散型電源を、既存ネットワークとの連系に係る技術的な課題等を踏まえつつ導入する。これにより、地域全体で新エネルギー等の導入を促進し、省CO₂型のエネルギーシステムの実現を図る。このため、先導的なモデル事業の実施、技術開発・実証等を進める。

あわせて、地域の特性を活かした未利用エネルギー（下水等の温度差エネルギー、雪氷熱等）、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。

○バイオマス利用の推進

地域に賦存する様々なバイオマス資源を、熱・電力、燃料、素材等に効率的かつ総合的に利活用するシステムを有するバイオマスタウンの構築に向け、情報を発信し、地域活動を促進するとともに、利活用施設の整備、バイオマスエネルギーの変換・利用等の技術開発等を進める。

○上下水道・廃棄物処理における取組

（再掲）

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善、反応槽の散気装置や汚泥脱水機における効率の良い機器の導入等の省エネルギー対策や、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスの発電等への活用、下水及び下水処理水の有する熱（下水熱）の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。

廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのB D F（Bio Diesel Fuel）の導入などの車両対策の推進を行う。

② 非エネルギー起源二酸化炭素

これまで、生産工程で二酸化炭素排出のより少ない混合セメントの利用拡大や、廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再使用・再生利用（以下「3R」という。）の推進、原材料やバイオマスエネルギー源として再生産可能で環境への負荷が小さい木材の有効利用、農地における緑肥栽培、たい肥還元、バイオマスプラスチックの利用促進等の推進等を実施してきた。

石灰石の消費、アンモニアの製造等に伴い排出される工業過程からの二酸化炭素の2005年度の排出量（5,390万t-CO₂）は、同分野の1990年度の排出量に対して13.5%減少している。

また、二酸化炭素総排出量の約2%を占める廃棄物（廃油、廃プラスチック類）の燃焼等による二酸化炭素の2005年度の排出量（3,670万t-CO₂）は、1990年度の同分野の排出量と比較すると、約1.6倍に増加している。

○混合セメントの利用の拡大

セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する。

また、グリーン購入法に基づく率先利用の推進により、国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る等、混合セメントの利用を促進する。

○廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出削減対策の推進

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環法」という。）に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）に定める目標や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、個別リサイクル法に基づく措置の実施、その評価及び検討、地球温暖化対策に資する施設整備等の事業の支援、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入並びに廃棄物の3Rに関する普及啓発等の施策を講ずることにより、廃棄物の3Rを更に推進し、廃棄物焼却に伴う二酸化炭素の排出削減を進める。

また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、廃棄物の焼却の処理に由来する二酸化炭素の排出削減を進める。

○国民運動の展開

（後掲：3Rの推進等に係るもの）

③ メタン・一酸化二窒素

ア. メタン (CH₄)

これまで、廃棄物の3Rの推進や全連続炉の導入の促進等による廃棄物焼却施設における燃焼の高度化、ほ場の管理の改善、家畜排せつ物処理方法の改善等を実施してきた。

メタンの2005年度排出量(2,400万t-CO₂)は、1990年度と比較して28.1%減少しており、これは石炭採掘に伴う排出量の削減が大きく寄与している。

○廃棄物の最終処分量の削減等

循環法に基づく循環計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組を促進する。具体的には、個別リサイクル法に基づく措置の実施、その評価及び検討、地球温暖化対策に資する施設整備等の事業の支援、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入並びに廃棄物の3Rに関する普及啓発等の施策を講ずることにより、廃棄物の3Rを更に推進し、廃棄物の直接埋立に伴うメタンの排出抑制を進める。また、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を推進する。さらに、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進めることにより、埋立等の処理に由来するメタンの排出抑制を進める。加えて、処理体制の強化、優良処理業者育成等により、産業廃棄物の不法投棄を削減することで、これに伴うメタン排出の削減を図る。

○水田の有機物管理・水管理の見直し

稲作(水田)に伴い発生するメタンについて、有機物管理の方法を地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「たい肥施用」に転換すること、間断かんがい水田の水管理の方法を改善することにより、排出量の抑制を図る。

イ. 一酸化二窒素 (N₂O)

これまで、工業過程での排出削減対策、全連続炉の導入の推進等による廃棄物・下水汚泥等の焼却施設における燃焼の高度化等を進めてきた。

一酸化二窒素の2005年度排出量(2,550万t-CO₂)は、1990年度と比較して

22.0%削減している。一部の化学製品原料であるアジピン酸の製造を行っている事業場において、製造工程に分解装置を導入したことが大きく寄与している。

○アジピン酸製造過程における一酸化二窒素分解装置の設置

アジピン酸の製造時の副生物として排出される一酸化二窒素を、分解装置を導入して回

収・破壊する。

○下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化

下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化により、焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。このため、下水処理場における下水汚泥の燃焼の高度化について基準化し、実施の徹底を図る。また、産業廃棄物処理業者による自主行動計画を進める。

○一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等

地球温暖化対策に資する施設整備等の事業の支援やごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進、焼却施設における連続運転による処理割合の増加により、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化を進めるとともに、循環法に基づく循環計画に定める目標や、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向け、廃棄物の3Rを更に推進し、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。

○施肥量の適正化・低減

施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、排出量の抑制を図る。

④ 代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）

代替フロン等3ガスは、温室効果ガス排出量全体に占める割合は約1.3%（2005年度二酸化炭素換算）である。モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質（CFC、HCFCは京都議定書の対象外だが、強力な温室効果を持つガスでもある。）からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想されること等いくつかの排出量の増加要因もあることから、その増加を抑制する。

○産業界の計画的な取組の推進

1998年2月の「産業界によるHFC等の排出抑制対策に係る指針」（通商産業省告示）を受けて、現在までに8分野22団体による行動計画を策定済みである。今後とも引き続き、産業構造審議会において、産業界の行動計画の進捗状況の評価・検証を行うとともに、行動計画の透明性・信頼性の向上及び目標達成の確実性の向上を図る。

また、排出抑制に資する設備導入補助など事業者の排出抑制取組を支援する措置を講ずるとともに、行動計画の未策定業種に対し、策定・公表を促す。

○代替物質等の開発等及び代替製品の利用の促進

代替フロン等3ガスの新規代替物質、代替技術・製品及び回収・破壊技術の利用促進を図る。

このため、新規代替物質、代替技術の研究開発を行う。また、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した技術・製品や、代替フロン等3ガスを使用している製品のうち地球温暖化への影響がより小さいものに関する情報提供及び普及啓発を行う。

特に、建築物・住宅の省エネ性能の向上対策等に伴い、断熱材の発泡剤として使用されるHFCの大気中への排出量の増加が見込まれ、これを抑制するため発泡・断熱材のノンフロン化を一層促進する施策を講ずる。あわせて、京都議定書の対象外のCFC等を含む廃棄断熱材の適正処理のための情報提供も行う。

また、マグネシウム溶解時に排出されるSF₆や、HFCを使用したエアゾール製品の使用に伴い排出するHFCの増加が見込まれることから、これらの分野における代替物質・代替技術の開発を促進し、その普及啓発を行う。

さらに、液体PFC等の適正処理対策、安全で高効率な自然冷媒冷凍装置等のノンフロン技術の開発や普及等を一層促進する。

○冷媒として機器に充填^{てん}されたHFCの法律に基づく回収等

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。家電リサイクル法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。フロン回収・破壊法）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。自動車リサイクル法）等の法律を引き続き適切に運用することにより、冷媒分野でのHFCの回収・破壊の徹底を図る。

また、これらの機器のうち、特に業務用冷凍空調機器からのフロン回収については、2007年10月から施行された改正フロン回収・破壊法の普及啓発を行い、回収量の増加を図る。さらに、現場設置型機器やカーエアコン使用時の冷媒漏洩^{えい}対策に向けて実態把握等を進め、必要に応じ管理体制を強化する。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

① 森林吸収源対策

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき2006年9月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた取組を通じ、森林吸収量の目標である1,300万t-C（4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.8%）の確保を図る必要がある。

森林吸収量については、これまでの水準で森林整備が推移するものとして試算した結果、目標達成のためには、2007年度から6年間にわたり、毎年20万haの追加的な間伐等の森林整備を実施する必要がある。したがって、このための措置が課題となっており、横断的施策の検討も含め、政府一体となった取組及び地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要である。

このため、間伐等の森林整備等の加速化のための支援策を推進することとし、横断的施策の検討状況等も踏まえつつ、新たに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の制定や、2007年度から6年間で330万haの間伐の実施等を目標とする「美しい森林づくり推進国民運動」を幅広い国民の理解と協力の下に展開するなど以下に示す施策を通じ、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を官民一体となって着実かつ総合的に推進する。

○健全な森林の整備

- ア 新たな法制度等による追加的な間伐等の森林整備対策
- イ 団地的な取組の強化や間伐材の利用促進等による効率的かつ効果的な間伐の推進
- ウ 長伐期・複層林への誘導
- エ 造林未済地を解消するための対策
- オ 森林整備の基幹的な担い手の確保・育成

○保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ア 保安林制度による転用規制や伐採規制の適正な運用及び保安林の計画的指定並びに保護林制度等による適切な森林保全管理の推進
- イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
- ウ 森林病虫害や野生鳥獣による被害防止・防除対策、林野火災予防対策の推進
- エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化

○国民参加の森林づくり等の推進

- ア 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等による森林づくりの参加促進を始めとする、より広範な主体による森林づくり活動の推進
- イ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- ウ 森林環境教育の推進
- エ 国立公園等における森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業の推進

○木材及び木質バイオマス利用の推進

持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制にも資する、再生産可能な木材の積極的な利用を図るため、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅や公共施設等への地域材利用の推進
- イ 地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るための消費者対策の推進
- ウ 消費者ニーズに対応できる川上から川下まで連携した生産・流通・加工体制の整備
- エ 林地残材の効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立とエネルギーや製品としての利用の推進

② 都市緑化等の推進

都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

都市緑化等については、京都議定書第3条4の対象である「植生回復」として、森林経営による獲得吸収量の上限值である1,300万t-C(4,767万t-CO₂、基準年総排出量比約3.8%)とは別枠で、吸収量を計上することが可能である。

このため、「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発するとともに、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画による都市緑化や緑化施設整備計画認定制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

これらの対策が計画通り実施された場合、第1約束期間において年平均で対基準年総排出量比0.06%(74万t-CO₂)程度の吸収量が確保されると推計される。

また、都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進する。

2. 横断的施策

(1) ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴を活かしつつ、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方を活用する。その最適な在り方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、速やかに総合的検討を行う。

(1-1) 経済的手法

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。

(1-2) 国内排出量取引制度

確実かつ費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を2005年度から実施している。2007年夏に第1期が終了したことを受け、得られた結果を踏まえつつ、今後より有用な知見・経験を蓄積する観点から、参加者の拡大、参加方法の多様化及び検証方法の効率化を図る等、同等制度を拡充していく。

国内排出量取引制度については、中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、2007年度の評価・検証により見込まれる、産業部門の対策の柱である「自主行動計画の拡大・強化」による相当な排出削減効果を十分踏まえた上で、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響、国際的な動向等の幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である。

*国内排出量取引制度とは、排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムのクレジットの活用を認めること等を内容とするもの。

(1-3) 環境税

地球温暖化防止のための環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

(2) 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し

深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討する。

(3) サマータイムの導入

夏時間（サマータイム）については、論点の具体化を進め、国民的議論の展開とともに、環境意識の醸成と合意形成を図る。

(4) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

排出者自らが排出量を算定することにより国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める視点から、温室効果ガスを一定量以上排出する者は、毎年度、排出量を国に報告し、国は、報告された情報を集計して公表する。

また、地球温暖化対策推進法の改正により、企業単位・フランチャイズチェーン単位での算定・報告の仕組みに変更するとともに、電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを、電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数に反映させる方策を講じる等、温室効果ガスの排出抑制の促進を図る。

(5) 事業活動における環境への配慮の促進

地球温暖化対策推進法の改正により、排出抑制等指針を策定・公表すること等を通じ、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関

する法律（平成16年法律第77号）において、大企業者は、環境報告書の公表に努めることとされていること等を踏まえて、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を図る。

また、温室効果ガス排出量及びその抑制に向けた取組の状況について環境報告書への記載を促進するとともに、中小事業者についても二酸化炭素排出量を把握するなどの環境配慮の取組の促進を図る。

さらに、投融資プロジェクトにおける金融機関の環境面のガバナンスの発揮やSRI（社会的責任投資）ファンドの拡大、事業者による環境保全に関する取組や環境保全プロジェクトの状況などの情報の開示、環境保全への取組を考慮した投融資の実施等、金融における環境配慮（金融のグリーン化）を推進する。

また、「IT機器の省エネ」、「ITによる社会の省エネ」に向けた取組、IT企業の活動における環境インパクトの評価手法の確立（グリーンITイニシアティブ）を産学官が連携して推進し、その国際展開を図る。

（6）国民運動の展開

国、地方公共団体、国民、事業者に対して、それぞれ期待される役割を明確化するとともに、各主体の適切な評価・判断を可能とする情報提供、排出削減の実施を促進する普及啓発等を行う。

また、全国地球温暖化防止活動推進センター、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会その他地球温暖化防止活動を促す各種団体等の役割を更に強化する。

○情報提供・普及啓発

チーム・マイナス6%における「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」、「クールビズ」や「ウォームビズ」など、テレビ・新聞・インターネット等各種マスメディアの積極的な活用を始め、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、地球温暖化防止に向けた国民一人一人の自主的な行動に結びつけていく。

また、省エネルギー法に基づき、エネルギー供給事業者、省エネルギー型製品販売事業者等は、省エネルギー機器の使用者に対して省エネルギーに関する情報や手段を十分に提供することとする。さらに、産業界に対して省エネルギーに資する機器の供給を促す。

省エネ製品の選択といった消費者の行動を促すため、様々な製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量の「見える化」を推進するとともに、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。そのため、地球温暖化対策推進法の改正により、排出抑制等指針において、事業者に対して求められる措置を示す等するとともに、多様な手法を活用し、国民各層に

対して以下の取組を実施する。

- ・「1人1日1kgCO₂削減」をモットーとする大規模キャンペーン、「クールビズ」や「ウォームビズ」の推進など、幅広い主体が参加し、地球温暖化防止に国民全てが一丸となって取り組むチーム・マイナス6%による取組等を促進する。
- ・環境物品等に関する情報提供等を通じて、事業者や国民によるグリーン購入の取組を促進する。
- ・エコポイント等、環境に配慮した行動の多寡に応じて経済的インセンティブを付与する取組を推進する。
- ・カーボン・オフセットの取組の普及を進める。
- ・省エネ家電普及促進フォーラムにより、省エネ家電製品の普及を促進する。
- ・トップランナー基準の対象となっていない食器洗い機等の機器について、エネルギー消費量の少ない製品への買換えを促進する。
- ・機器の効率等を消費者が容易に識別するための「省エネラベリング制度」に加え、小売事業者による積極的な省エネルギー製品の販売を促進するため、「省エネルギー型製品販売事業者評価制度」の普及・充実を図るとともに、「統一省エネラベル」等による普及啓発等を促進する。
- ・家電、ガス機器、石油機器等の小売事業者による消費者への省エネルギー情報の積極的な提供を促進する。
- ・電力会社やガス会社に対して、高効率機器の普及促進やエネルギー使用状況の情報提供などの省エネルギー促進事業の実施及びその実施状況の公表を求める。
- ・不要不急の自家用乗用車の利用の自粛、エコドライブ（駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等）の普及を促進する。
- ・公共交通機関の利用推進に関する交通事業者と経済界等の協働による取組の促進のための啓発活動を展開する。
- ・荷主と物流事業者の協働による取組の促進のための啓発活動を展開する。
- ・環境に優しい鉄道貨物輸送の認知度を高めるための普及啓発活動を展開する。
- ・食料の輸送に伴う燃料の消費抑制に資する地産地消の取組を推進する。
- ・バイオマスの利活用など地域の活性化にも資する農林水産業を通じた地球環境保全に関する取組を推進する。
- ・吸収源対策としての緑化の重要性を広く普及啓発するため、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進など、国民参加型の緑化運動を展開する。
- ・地域材利用の意義等に関する普及啓発活動（木づかい運動）を展開する。

○環境教育等

国民が、地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣となるよう、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）に基づき、また、2005年から開始された「国連持続可能な開発のための教育の10年」を踏まえ、環境保全活動及び環境教育を推進する。

具体的には、「21世紀環境教育プラン」に基づき、各主体が連携しながら進める学校、地域、職場等あらゆる場における環境教育を進めるとともに、その推進に資する人材育

成、拠点整備等に関する施策を推進する。

特に、地域の中核となっている学校施設において、ノンフロン断熱材等の導入、地域材等を用いるなどの地球温暖化対策に資する改修、新エネルギー機器等の導入などによる体験重視型の環境教育及び省エネ活動の実践を推進するとともに、インターネット等を活用して家庭における地球温暖化対策等の支援を推進する。

あわせて、国民の理解や行動を促すような教材やプログラムの開発を、NPOなど関係者と連携して引き続き進める。

また、地球温暖化防止に係る森林の機能や森林の整備と木材資源の循環的利用の必要性、都市緑化の意義等に対する理解を深めるため、森林内や公園緑地等での様々な体験活動などを推進する。

3. 基盤的施策

(1) 気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出量・吸収量の算定のための国内制度の整備

京都議定書は、第1約束期間の1年前までに温室効果ガスの排出量及び吸収量算定のための国内制度を整備することを義務としていることから、我が国においても京都議定書第1回締約国会合（COP/MOP1）で決定された「国内制度ガイドライン」に則して、排出量・吸収量算定のための国内制度を整備してきた。

今後は、2008年から第1約束期間が開始すること等を踏まえ、環境省を中心とした関係各府省庁等が協力して、温室効果ガス排出量・吸収量に関する統計の集計・算定・公表をできる限り早期に実施できる体制を整える。

また、温室効果ガス排出量の算定に関して、排出係数や活動量の算定方法・過程をより精緻化すべく引き続き検討を行う。

さらに、環境省を中心とした関係各省が協力して、定められた期限までの温室効果ガスの排出・吸収目録の迅速な提出、データの品質管理、目録の検討・承認プロセス、京都議定書に基づき派遣される専門家検討チームの審査への対応等に関する体制を整える。

また、排出量の算定に当たっては、部門別の排出実態をより正確に把握するとともに、各主体による対策の実施状況の評価手法を精査するため、活動量として用いる統計の整備や、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の算定、温室効果ガスの計測方法などに係る調査・研究を進めるとともに、それらの成果に基づく規格化（JISの整備）を推進し、温室効果ガス排出量・吸収量の算定の更なる精緻化を図る。

一方、吸収源による吸収（排出の場合もある）量の測定・監視・報告に当たっては、気候変動枠組条約第10回締約国会議（COP10）で決定した「土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティス・ガイダンス」に則し、透明かつ科学的検証可能性の高い手法を確立するとともに、IPCCの2006年国家GHGインベントリガイドラインの適用を視野に入れ、継続的な測定・監視・報告に必要な活動量及び土地利用変化に係る情報の整備や、森林等における温室効果ガスの吸収・排出メカニズムに関する調査・研究を推進する。

(2) 地球温暖化対策技術開発の推進

技術開発は、その普及を通じて、環境と経済の両立を図りつつ、将来にわたり大きな温室効果ガス削減効果が期待できる取組である。第3期科学技術基本計画（2006年3月28日閣議決定）やその柱である科学技術の戦略的重点化に向けて、今後の投資の選択と集中及び研究開発課題ごとの目標を明記した分野別推進戦略に関係する各府省が連携し、産学官で協力しながら総合的に推進する。また、中長期的な観点から、長期戦略指針「イノベーション25」（2006年6月1日閣議決定）に基づき、異分野技術の融合やシステム改革などを推進する。地球温暖化対策を更に進めるため、例えば太陽光発電などの新エネルギー利用設備の低コスト化技術の開発などを、関係省庁が連携して推進

する。

○実用化・事業化の推進

技術開発によって更なる効率化や低コスト化、小型化等を実現することにより、新エネルギーや高効率機器の導入・普及等の二酸化炭素排出削減対策を促進する可能性があるが、技術開発の成果を第1約束期間内における温室効果ガスの削減につなげるためには、いかに排出削減に有効な技術を短期間に実用化、事業化に結びつけるかが重要な要素となる。

このため、産学官の連携により、

- ・ 研究開発の成果を事業に結びつけるロードマップの明確化・共有化
- ・ 実用化を促進する技術の開発・実証
- ・ 事業化に向けた先駆的な取組への支援

を強力に推進する。その際には、開発成果を市場に普及するための施策等との連動を図る。

○分野横断的取組の推進

ハイブリッド自動車を支える電池技術に見られるように、ある分野の要素技術の他の分野への転用や業種を超えた共同作業によって革新的で有望な地球温暖化対策技術が実用化されている。このような成功事例を一つでも多く生み出していくためにも、分野横断的な産学官の連携による取組を強力に推進する。

○中長期的視点からの技術開発の推進

地球温暖化対策技術については、「美しい星 50」の中で提案されている「世界全体の排出量を現状から2050年までに半減」という長期目標を踏まえ、技術開発の成果が現れるまでの期間が長くても、持続的な効果が期待できる場合には、早い段階から中長期的な視野に立って、十分な支援を行う必要がある。

例えば、地球温暖化対策に係る技術の中には、技術的課題を克服しているが、実用化に向けてその製造等に係るコストの低減が大きな課題となっているものがあり、それらの一層の普及を促進し更なる温室効果ガス排出量削減を図るため、大幅なコスト低減を実現しかつ効率的にエネルギー転換を行う新エネルギー・未利用エネルギーの活用に係る技術、飛躍的な省エネルギー技術、化石燃料の使用により排出される二酸化炭素を回収し大気中への二酸化炭素の排出を低減させる二酸化炭素回収・貯留技術等を早い段階から支援していく。

また、「美しい星 50」の中で「革新的技術の開発」の必要性を掲げており、経済成長と温室効果ガスの排出削減の双方の同時達成を目指し、国際的な連携の下で長期的な観点から技術開発を推進する

例えば、発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力は、安全の確保を大前提として、我が国においては現段階で基幹電源となり得る唯一のクリーンなエネルギー源であり、

ウラン資源の利用率を飛躍的に高め、放射性廃棄物の発生を抑える「高速増殖炉（FBR）サイクル技術」、安全性、経済性、信頼性等を大幅に向上させた次世代軽水炉技術、少ない資源で莫大なエネルギーを生み出す「核融合技術」等の開発・実用化を積極的に推進していく。

また、超高効率省エネルギー技術、低コストで高効率な革新的太陽光発電技術や燃料電池・水素利用技術、石炭火力発電の高効率化と二酸化炭素回収・貯留技術、グリーンITに関するプロジェクト等を支援していく。

また、都市・地域構造の変革や経済社会システムの変革を促し、中長期的な地球温暖化対策の基盤を形成するための技術、各種対策を部門横断的に下支えする技術についても、重点的に推進していく。

加えて、我が国が強みを有する分野の人材を継続的に育成する観点も含め、大学の自主的な取組を尊重しつつ、大学における地球温暖化対策に資する基礎研究を推進する。

このほか、代替フロン等3ガスの代替物質開発等の排出抑制技術、農林水産分野での温室効果ガス排出抑制技術、農地が温室効果ガスを吸収するメカニズムに関する調査研究等の様々な分野での対策技術についても、きめ細かく推進していく。

（3）気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

地球温暖化に係る研究については、総合科学技術会議における地球温暖化研究イニシアティブなどを踏まえ、気候変動メカニズムの解明や地球温暖化の現状把握と予測及びそのために必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応策等の研究を、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に推進する。

地球温暖化に係る観測・監視については、第3回地球観測サミット（2005年2月、ブリュッセル）において承認された地球観測に関する「10年実施計画」及び総合科学技術会議の「地球観測の推進戦略」（2004年12月27日決定・意見具申）等を踏まえ、温室効果ガス、気候変動及びその影響等を把握するための総合的な観測・監視体制を強化する。

特に、我が国においては、アジア・オセアニア域を中心とする大気・陸域・海洋の温室効果ガス等の観測や世界各国の観測データの収集・交換・解析、陸域・海洋の炭素循環と生態系の観測、雪氷圏・沿岸域等の気候変動に脆弱な地域での温暖化影響の観測、観測データと社会経済データの統合等を行う。

（4）地球温暖化対策の国際的連携の確保、国際協力の推進

我が国のみならず、世界全体が一致協力して、長期にわたって温室効果ガスの排出削減に取り組むことが地球温暖化対策には不可欠である。京都議定書は、その重要な第一歩であり、世界全体で着実に実施していく必要がある。

そのため、我が国としては、京都議定書の未締約国に対して引き続き締結を働きかけていく。同時に、我が国の有する優れた技術力と環境保全の蓄積された経験を活用して、排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする開発途上国に対して、新たな資金メカニズム（クールアース・パートナーシップ）により、温室効果ガスの排出削減や、違法伐採対策を含む森林減少・劣化対策などの森林保全、海面上昇や干ばつなどの温暖化の影響を受けやすい地域の対策、省エネルギー・新エネルギーの推進、クリーンなエネルギーの利用促進などの支援を行っていく。気候変動で深刻な被害を受ける途上国に対して、特に最貧国に配慮しつつ、支援の手を差し伸べる。これらにより、世界の取組の先導的役割を果たしていく。

また、現状の世界の排出量は、自然界の吸収量の2倍を超えており、大気中の濃度は高まる一方であるところ、気候変動枠組条約の究極的な目的を達成するためには、京都議定書の約束を締約国が確実に達成していくことはもちろんだが、長期的には世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルに抑え込む必要がある。このため、我が国は、「美しい星50」に基づき、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するという長期目標を、全世界に共通する目標とすることとして掲げている。

さらに、「2050年半減」という世界の目標の実現に向けて、2013年以降の温暖化対策の枠組みを、現行の京都議定書よりも大きく前進するものにしなければならない。そのため、「美しい星50」では、京都議定書の第1約束期間が終了する2013年以降について、具体的枠組みを設計するための「3原則」を掲げており、これらを踏まえた衡平で実効ある次期枠組みを成立させることが重要である。

<2013年以降の国際枠組み構築に向けた「3原則」>

- ①主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながる
- ②各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること
- ③省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること

次期枠組みについては、昨年末にバリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議（COP13）において「バリ行動計画」が採択されたことを受け、国連気候変動枠組条約及び京都議定書の下での交渉が加速化しており、我が国は次期枠組みの検討に関し、関係国間対話を促進すべく本年のG8議長国として、リーダーシップを発揮していく。

2008年1月、我が国は「クールアース推進構想」として、以下の3点を提案した。

①ポスト京都フレームワーク

全ての主要排出国が参加する仕組みづくりや公平な目標設定に取り組む中で、

我が国として、主要排出国とともに、今後の温室効果ガスの排出削減について、国別総量目標を掲げて取り組む。

②国際環境協力

エネルギーの最も効率的な使用を目指す取組として、世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率を改善することを世界共通の目標とすることを目指す。また、100億ドル規模の新たな資金メカニズム（クールアース・パートナーシップ）を構築し、途上国の温暖化対策を支援する。

③イノベーション

我が国として、2050年までに温室効果ガスの排出量を半減するため不可欠な革新的技術の開発を加速するとともに、日本を低炭素社会に転換するための検討に着手し、地球規模でのそうした社会づくりに向けた先導役を果たしていく。

特に、国別総量目標の策定に当たっては、削減負担の公平性を確保することが重要である。そのためには、科学的かつ透明性の高い尺度として、エネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として削減可能量を積み上げることが考えられる。我が国自身の国別総量目標の検討については、国内で必要な作業を加速していく必要がある。

なお、開発途上国の問題解決能力の向上に資する国際共同研究を推進するとともに、島嶼国や後発開発途上国のように地球温暖化に対する対応能力が低く脆弱な国々に対しては、適切な適応対策等への支援を引き続き行う。また、途上国の経済成長と環境保全を両立させるため、公害対策・廃棄物対策等と温室効果ガス排出削減の双方に資するコベネフィット・アプローチによる協力を推進する。

第3節 特に地方公共団体に期待される事項

地球温暖化対策の推進のためには、地域の環境行政の担い手である地方公共団体のイニシアティブの発揮が重要である。地域から発想して、地域の実情に最も合った取組を地方公共団体が推進していくことが期待される。

1. 総合的・計画的な施策の実施

地方公共団体は、地球温暖化対策推進法第20条に基づき、京都議定書目標達成計画における地球温暖化対策に関する基本的考え方を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することが期待される。

具体的には、各地で創意工夫を凝らし、温室効果ガスの排出削減に資する都市・地域整備、社会資本の整備、地域資源を活かした新エネルギー等の導入、木材資源の積極的利用等の推進、森林の保全及び整備並びに木材・木質バイオマス利用、緑化運動の推進等を盛り込むことが想定され、他の地域の模範となるような先進的なモデル地域づくりが各地の創意工夫で進められ、それが他の地域に波及することが期待される。

その際、暮らし、産業活動、交通等の地域事情が異なることを踏まえ、地域再生制度による「地域の地球温暖化対策推進プログラム」に位置づけられた国の支援策や、構造改革特区制度による提案募集や規制の特例措置を活用し、各地域の創意工夫により、それぞれの地域ならではの取組を充実又は加速させることや地域における象徴的な温暖化対策の確立を図ることなども期待される。

また、事業者や住民に身近な公的セクターとして、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援など地域に密着した施策を進めることが期待される。

施策の推進に当たっては、事業者、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されることが期待される。

なお、地方公共団体が施策を講ずるに当たっては、各地方公共団体の自主性の尊重を基本としつつ、本計画の国の施策との連携も図り、事業者の全国規模での効果的なエネルギー効率の向上等に配慮しながら、全国規模での温室効果ガスの排出の削減に貢献することが期待される。

地球温暖化対策推進法の改正により、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市において、地方公共団体実行計画に地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定める取組を推進するとともに、都市計画や農業振興地域整備計画等の関連施策について、当該施策の目的との調和を図りつつ、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

2. 特に都道府県に期待される事項

特に、都道府県は、地域のより広域的な公的セクターとして、主として、交通流対策やその区域の業務ビルや事業者の取組の促進といった、広域的で規模の大きな地域の地球温

暖化対策を進めるとともに、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員と協力・協働しつつ、実行計画の策定を含め市町村の取組の支援を行うことが期待される。

また、地域ブロックごとに置かれる「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」（第4章第3節参照）を活用して、地方公共団体を中心とした地域の各主体の地球温暖化防止に関する取組をバックアップする。

3. 特に市町村に期待される事項

特に、市町村は、その区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。

第4節 特に排出量の多い事業者に期待される事項

温室効果ガスの総排出量が相当程度多い事業者にあつては、温室効果ガスの種別、発生源及び排出抑制対策の態様も多様であることを踏まえて効果的な対策を推進するため、単独に又は共同して、排出抑制等のための措置に関する定量的な目標を含む計画を策定することが期待される。

計画の内容については、事業者の自主性にゆだねられるものの、創意工夫を凝らした最善の努力を目指したものとするため、次の諸点に留意することが期待される。

- 具体的な努力の対象として、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善を進めることを通じて排出量の抑制を行うとともに、実績の分析を行うこと。
- 業種ごとの特性を踏まえながら原単位の国際比較を行うこと。
- 温室効果ガスの排出の少ない製品の開発、廃棄物の減量化等、他の主体の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置についても可能な範囲で計画に盛り込むとともに、業務その他・家庭・運輸部門など他部門の排出抑制に寄与する効果について、定量的な評価を行うこと。
- 計画を策定した事業者は、当該計画を公表するとともに、当該計画に基づき講じた措置の実施状況についても公表するよう努めること。
- 政府の関係審議会や第三者機関による客観的な評価を受けるなどして、計画の透明性、信頼性が向上するよう努めることとし、そうした評価を踏まえ、計画遂行の蓋然性向上に向けて取り組むよう努めること。

第5節 京都メカニズムに関する対策・施策

1. 京都メカニズム推進・活用の意義

京都議定書においては、削減約束の達成とともに、地球規模での温暖化防止と途上国の持続可能な開発の支援のため、国別の約束達成に係る柔軟措置として、他国における温室効果ガスの排出削減量及び吸収量並びに他国の割当量の一部を利用できる京都メカニズム³¹（J I、CDM及び排出量取引）の活用³²が認められている。

京都議定書の約束を確実に、かつ費用対効果を考えて達成するためには、京都メカニズムについて、国内対策に対して補足的であるとの原則を踏まえつつ、必要なクレジットを取得する。

また、今後、途上国等において温室効果ガスの排出量が著しく増加すると見込まれる中、我が国が地球規模での温暖化防止に貢献する観点から、京都メカニズムを推進・活用していくことが重要である。

2. 京都メカニズムの推進・活用に関する政府の取組

（1）京都メカニズムの活用に関する基本的考え方

我が国は、1997年の京都議定書採択以降、京都メカニズムの適正な活用に向けた実施ルールの国際的な検討に参画するとともに、CDM/J Iプロジェクトが行われる国の体制整備支援（キャパシティビルディング）の実施、民間事業者の取組の促進のためのCDM/J Iプロジェクトの実現可能性調査や相談窓口の設置等の取組を進めている。我が国は、京都議定書の約束を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策（以下「国内対策」という。）を基本として、国民各界各層が最大限努力していくこととなるが、それでもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）が見込まれる。

この差分については、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。

³¹ 共同実施（J I）は、先進国等における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した他の先進国等の事業参加者が京都議定書第6条1に規定する「排出削減単位」として獲得できる仕組みである。クリーン開発メカニズム（CDM）は、途上国における排出削減事業又は吸収源事業によって生じた排出削減量又は吸収量を当該事業に貢献した先進国等の事業参加者が京都議定書第12条3（b）に規定する「認証された排出削減量」として獲得できる仕組みである。排出量取引は、先進国等において京都議定書第3条7の規定により発行される「割当量」や対象森林における京都議定書第3条3に規定する純変化に相当する量の「割当量」等の取引を行う仕組みである。排出量取引のうち、割当量等の移転に伴う資金を温室効果ガスの排出削減その他環境対策目的に使用するという条件で行うものをグリーン投資スキーム（GIS）という。（「排出削減単位」、「認証された排出削減量」、「割当量」、その他地球温暖化対策推進法第2条第6項各号に掲げる算定割当量を、本計画においては「クレジット」という。）

³² 京都メカニズムの活用とは、CDM、J Iのプロジェクトから生じるクレジットや先進国等のクレジットを取得し、これを京都議定書の約束達成のために償却（割当量口座簿上の政府口座に移転した上で、さらに、クレジットの償却のための口座に移すこと）することをいう。

京都メカニズムによりクレジットを取得するに際しては、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である。

また、約束達成に不足する差分が最終的に確定する2013年以降に京都メカニズムの活用に着手するのでは約束達成に必要な量のクレジットを取得できないおそれが非常に高いこと、追加的な温室効果ガスの排出削減及び吸収に寄与するCDM及びJ I並びに具体的な環境対策と関連付けされた排出量取引の仕組みであるグリーン投資スキーム（GIS）については、その計画から実施・クレジットの発行開始までに3～5年を要するという実態を踏まえて対応を進める必要がある。さらに、国内対策だけでは約束達成が困難と見込まれている諸外国では既に京都メカニズムの活用に着手し、自国の約束達成に必要なクレジットの確保に向けて良質なプロジェクトの選定・クレジットの購入契約等を計画的に進めており、こうした諸外国の取組状況にも留意することが重要である。

(2) 我が国の京都メカニズムの活用に向けた基盤の整備

我が国が、第1約束期間を通じて京都メカニズムを活用する資格を確保するとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、国際的な決定を踏まえ、地球温暖化対策推進法に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を行うための割当量口座簿を適切に管理、運営する。また同様に、京都メカニズムを活用する資格を確保する上で必要な温室効果ガス排出量及び吸収量の算定のための国内制度を適切に運用するとともに、条約事務局にこれらの制度等の概要を国際的な決定等に従い、遅滞なく報告することを目指す。

また、地球温暖化対策推進法の改正により、新規植林・再植林CDM事業から発生するクレジットに係る国際合意上の補填義務について、義務の主体や履行方法等の手続を定める。

(3) CDM・J I・GISプロジェクトの促進

将来我が国が取得可能なクレジット量の増加を図るとともに、我が国の優れた技術の国際的な普及を図るため、我が国の民間事業者等によるCDM・J I・GISによる具体的な排出抑制・削減・吸収プロジェクト形成を促進する取組が重要である。

ア. CDM・J I制度の整備・改善への貢献

広くCDMを活発化させるため、国際ルールの改善等に積極的に貢献する。特に、途上国においては、今後の産業の発展に伴いエネルギー需要の増加が見込まれるため、エネルギー使用の合理化が重要な課題となっており、引き続き、省エネルギー・再生可能エネルギー関連CDMの推進に向けて、CDM理事会におけるプロジェクト審査の迅速化、方法論の統合化等について国際的な働きかけを行う。

また、京都議定書締約国会合（COP/MOP）等において、J Iに関する国際ルールの策定や制度の運用に関する議論に積極的に貢献する。なお、CDMスキームの対象に原子力を加えることについては、開発途上国への技術移転の在り方等に関する国際的な検討に際して問題提起を行うなど、将来枠組みの議論も念頭に置いて、幅広い検討を促すよう努力する。

イ. G I Sの具体的スキームの構築

G I Sの適切な活用に向けて、各国政府との間で検討を進め、早急に具体的スキームの構築を図る。

ウ. プロジェクトの発掘及びプロジェクト形成の支援

CDM・J I・G I Sのプロジェクトの発掘や形成を促進し、我が国がそれらのCDM・J I・G I Sのプロジェクトからクレジットを取得できるよう取組を進める。また、CDM・J I・G I Sプロジェクトの円滑な実施に向けて、事業が行われる相手国（以下「ホスト国」という。）における京都メカニズムに対する理解を深めるとともに、ホスト国が京都メカニズムの参加資格を満たせるよう、国内制度等に係る体制整備支援を行う。

- ・ CDM・J I・G I Sプロジェクトについて、有望なエネルギー・環境技術を活用した案件の発掘並びに実現可能性の調査等の充実を図るとともに、その実施を促進する。
- ・ 我が国は、ホスト国政府との関係の重要性を踏まえ、これまでCDM・J Iプロジェクトの促進に向けた首脳間共同声明を発出する等の取組を進めている。今後とも、こうした二国間の協力体制の構築を進める。
- ・ 政府間協議やセミナー等の開催、技術協力等を通じて、ホスト国における重点分野の把握を図るとともに、ホスト国における京都メカニズムに関する知識の普及、政府承認指針の策定支援や人材育成などの体制整備への支援を進める。

(4) 我が国のクレジット取得に関する取組

国内対策に最大限取り組んだ上で、我が国として京都議定書の約束達成へ向けて最大限努力していくため、官民が適切な連携を図り、様々な手法を効果的に活用しながら、京都メカニズムによるクレジットを取得していくことが必要である。

ア. 政府のクレジット取得制度の整備とクレジット取得の実施

我が国の京都議定書の約束達成に向けて、政府としてクレジットの取得を適切に進める。その際、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点

を踏まえることが重要である。なお、政府のクレジット取得は、京都メカニズムに積極的に取り組む我が国民間事業者等の海外展開や我が国の優れた技術の国際的な普及に資するものである。このため、次のとおり取得を図る。

- ◇ CDM・J I・G I Sプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。
- ◇ 個々のクレジット取得におけるリスクを厳正に評価・管理することに加えて、取得事業全体として取得に係る国や相手方の分散に努めることや原則公募を行うことなどにより、クレジット取得に伴うリスクの低減を図りつつ費用対効果を考慮した取得を図る。
- ◇ クレジットの取得に当たっては、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。
- ◇ 政府は、クレジットの取得に当たって、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を活用する。その際、NEDOが蓄積してきた京都メカニズムに関連する専門的知見、海外とのネットワーク等を活用して、クレジット取得に伴うリスクの低減を図るとともに、クレジット取得を長期的かつ安定的に行わせる。

イ. 政府のクレジット取得制度以外における公的資金の活用

京都メカニズムを推進・活用するに際しては、国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAの有効な活用を進める。また、その他の公的資金についても有効な活用を進める。その結果得られたクレジットについては、政府のクレジット取得に最大限寄与することとなるよう努める。

(5) 京都メカニズム推進・活用のための体制整備

政府内の関係府省は、京都メカニズム推進・活用に関する対策・施策に対して一体となって取り組んでいくことが重要であり、関係府省が協力して効率的に取組を進めるため、政府内及び政府関係機関の連携を強化する。

京都メカニズムの推進・活用のための関係府省間の連携強化と実施する対策・施策の促進を図るため、京都メカニズムの総合的な推進・活用を目的として関係府省で構成する「京都メカニズム推進・活用会議」を2008年度以降も引き続き活用していく。

関係府省はそれぞれ、特に以下の分野について積極的、主体的に取り組を進めていくものとする。

(環境省)

- ・京都議定書の約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進本部副本部長として、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・プロジェクト形成に向けた民間事業者等の取組の促進、CDM/JI等を通じたホスト国の持続可能な発展への貢献等の観点から、京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。
- ・NEDOのクレジット取得業務の主務大臣として、経済産業大臣とともにNEDOを通じたクレジット取得について主体的に取り組む。

(経済産業省)

- ・京都議定書の約束の達成に向けて、地球温暖化対策推進本部副本部長として、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・プロジェクト形成へ向けた民間事業者等の取組の促進、我が国の持つエネルギー・環境技術の国際的な普及、エネルギー利用制約の緩和等の観点から、京都メカニズム推進・活用について主体的に取り組む。
- ・NEDOのクレジット取得業務の主務大臣として、環境大臣とともにNEDOを通じたクレジット取得について主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(外務省)

- ・国際条約の遵守の観点から、京都議定書の約束の達成に向けて、政府の京都メカニズム推進・活用全般について主体的に取り組む。
- ・我が国が京都メカニズムを推進・活用する上で必要となる外国政府との交渉や合意形成等の取りまとめ、京都メカニズムに関する外国政府との協力関係の構築、必要な調査の実施、国際機関等への参加を通じた京都メカニズムの推進・活用について、主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(国土交通省)

- ・交通分野及び社会資本整備分野における京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(農林水産省)

- ・森林分野における京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

(財務省)

- ・国際開発金融機関の積極的な活動の支援や国際協力銀行の活用など、国際金融の観点から、京都メカニズム推進・活用について主体的に取り組む。
- ・国際的なルールに従いつつ、被援助国の同意を前提として、ODAを活用した京都メカニズムの推進・活用について主体的に取り組む。

また、独立行政法人や政府系金融機関、在外公館など京都メカニズム推進・活用のための対策・施策の実施を担う政府関係機関等が連携し、一体となって京都メカニズムの推進・活用に取り組んでいくこととする。

3. 民間事業者等による京都メカニズムの活用

民間事業者等が、自主行動計画を始めとした自らの目標を達成するために、国内温室効果ガス排出量を抑制する努力とともに自らの負担において自主的に京都メカニズムを活用することは、優れた技術による地球規模での排出削減や費用対効果の観点から、積極的に評価することができる。

こうした民間事業者等による京都メカニズム活用を促進するため、上記2.(3)に加えて、相談対応・情報提供、プロジェクトの発掘及び形成段階での支援、京都メカニズムの利用のための解説書等の整備、いわゆる炭素基金の組成等に対する出資制度の有効な活用、クレジット取得を円滑化する措置、クレジットを自主的に償却する場合の制度基盤の整備等の施策を講ずるものとする。

参考：京都メカニズムを活用する際の会計上、税務上の扱い

民間事業者等が自主的に京都メカニズムを活用する際の会計上、税務上の扱いは、以下のとおり。

①企業会計上の取扱い

企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成16年11月30日）に基づき、クレジットの取得時に「無形固定資産」又は「投資その他資産」として計上し、クレジットを償却した年度に「販売費及び一般管理費」として処理されることとなる。

②法人税法上の取扱い

課税所得は、別段の定めがあるものを除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される」（法人税法（昭和40年法律第34号）第22条第4項）こととされている。クレジットの税務上の取扱いについても、原則として、上記会計基準に従って取り扱われることとなる。

表 3.2 国別登録簿

京都議定書第7条の2に基づく補足情報である国別登録簿について、記述する。以下は、Decision 13/CP.10 ANNEX II para 1³³に基づいている。

項目名	内容
(a) 国別登録簿管理のため締約国から指定された登録簿管理者の氏名と連絡先	<p>[氏名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣 直嶋 正行 ・ 環境大臣 小沢 鋭仁 <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省 産業技術環境局 京都メカニズム推進室 長田 稔秋 (TEL : +81-3-3501-1757, E-mail: kyomecha-tourokubo@meti. go. jp) ・ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 二宮 康司 (TEL: +81-3-5521-8354, E-mail: kyomecha-registry@env. go. jp)
(b) 連結システムとして国別登録簿を整備することで当該締約国と協力関係にあるその他の締約国の名前	該当しない
(c) 国別登録簿のデータベース構造及び容量に関する記述	<p>[データベース構造]</p> <p>データベースサーバのハードウェアは、Sun Microsystems 社の Disk array storage を備えたサーバを使用している。Disk array storage はミラーリング構成となっており、故障したハードディスクの運用を停止せず交換が可能である。日本登録簿の RDBMS は Oracle 社のデータベースを採用している。</p> <p>[データベース容量]</p> <p>DB サーバは第一約束期間の業務量を予測した上で、十分なディスク容量を確保している。容量が増えた場合は、ハードディスクの増設で対処できるようにしている。</p>
(d) 国別登録簿、CDM 登録簿、取引ログとの間の、正確で透明性が高く効率的なデータ交換を保証するための登録簿システム間のデータ交換に関する技術基準に、国別登録簿がいか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2006 年、気候変動枠組条約事務局が作成する技術仕様 (Data Exchange Standard: DES) の一部文書が 4 回更新された (バージョン 1.1 a、1.1 b、1.1 c、1.1 final)。レスポンスコードや、WSDL の修正など、新バージョンと整合性が取れるよ

³³ FCCC/CP/2004/10/Add. 2, p. p. 15-16

項目名	内容
<p>に合致しているかに関する記述</p>	<p>う、国別登録簿が改修された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年10月、DES annex E (ITLが実施すチェックの一覧、バージョン1.1.001)が公開され、新バージョンと整合性が取れるよう、国別登録簿の内部チェックが変更された。 ・2008年8月、京都議定書4条に基づく「共同達成」に対応した約束期間リザーブに係るチェックが追加されたため、DESの一部文書が更新された。DES annex E (バージョン1.1.2)が公開され、新バージョンと整合性が取れるよう、国別登録簿の内部チェックが変更された。 ・2009年3月、標準電子様式(Standard Electronic Format: SEF) 技術仕様 バージョン 1.4が公開された。登録簿管理者が、SEFを作成するために使う、クレジット保有量やトランザクション情報を含んだXMLファイルを出力する機能が追加された。
<p>(e) ERUs, CERs, tCERs, lCERs, AAUs, RMUsの発行、移転、獲得、取消、償却及びtCERs、lCERsの補填の際の不一致を最小化するための手段と、不一致が通知された場合に取引を強制終了するため及び取引の強制終了に失敗した際に問題を修正するためにとられる手続に関する記述</p>	<p>[不一致を最小化する手段] 以下をはじめとするチェックを実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手入力情報のデータ型の正当性 (例: 数字、英数字) (2) 京都ユニット種別に応じた値の妥当性 (例: tCERsに有効期限が設定されているか) (3) 取引処理時、指定された京都ユニットの移転元口座内存在有無 <p>[不一致通知時の強制終了手続] 不一致通知時は、自動的に取引を強制終了する。</p> <p>[不一致通知時に強制終了に失敗した際の手続] 失敗時は、ログとして失敗した取引情報を記録する。定期的に登録簿システムの維持管理者がアーカイブログを確認し、問題の解決を図る運用としている。また、強制終了に失敗した場合、監視システムが自動検知し、登録簿システムの維持管理者にメールにて通知する。</p>
<p>(f) 権限のない改ざんやオペレーターエラーを防ぐために実施されるセキュリティ対策とその更新方法の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データ交換標準 技術仕様 Version 1.0に基づき、VPN通信およびSSL暗号化を採用した。 ・国別登録簿管理者端末を操作できる利用者を指紋認証により制限するとともに、登録簿管理者用の専用回線によりアクセスを制限している。

項目名	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティマネジメントの国際標準規格 BS7799/ISMS の認証を取得した企業が、当該国別登録簿の情報セキュリティ監査を実施した。 ・24 時間監視体制がとられているインターネットデータセンタにおいて運用を行っている。 ・全端末及びサーバにウイルス検知ソフトウェアを導入するとともに、ウイルスパターンファイルを自動的に定期更新している。
(g) 国別登録簿へユーザー・インターフェースで公にアクセスできる情報のリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・口座情報、法人のリスト（最新情報および口座種別ごと） ・各暦年の京都ユニット量の合計（京都ユニット種類ごとの保有合計量、発行量） ・各暦年の各口座における京都ユニット保有量の合計（年始・年末時点、口座種別ごと） ・各暦年の国際トランザクション量の合計（京都ユニット種類ごと、トランザクションの相手登録簿ごと） ・各暦年の有効期限切れ・取消・補填の合計（京都ユニット種類ごと、イベント種別ごと） ・各暦年のトランザクションのサマリー情報（京都ユニット種類ごと） ・修正トランザクション情報（京都ユニット種類ごと）
(h) 国別登録簿へのインターフェースのインターネットアドレス	http://www.registry.go.jp/index_e.html
(i) 災害時におけるデータストレージの保全及び登録簿サービスの回復を保証するため、データの保護、管理、回復のために実施される手段についての記述	<p>[データの保護]</p> <p>以下の特徴を持つインターネットデータセンタに国別登録簿を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い耐震性能を誇る耐震構造のビルである ・停電時に 24 時間以上の連続運転が保証された電力設備を完備する ・耐火建築物であり、かつガス消火タイプの消火設備を保有する <p>[データの管理]</p> <p>二重化による冗長構成とするとともに、ストレージのオンラインバックアップを実施する。</p>

項目名	内容
	<p>[データの回復] ハードウェア障害およびソフトウェア障害時のシステム回復手順書をそれぞれ作成している。また、障害発生時にシステムを迅速かつ確実に復旧できるようにするため、定期的に障害回復演習を実施して、手順の確認を行っている。</p>
<p>(j) 登録簿システム間でのデータ交換のための技術基準に関する決定 19/CP.7 の条項に従って実施される国別登録簿のパフォーマンス、手続き、セキュリティを試験するために開発されたテストの結果</p>	<p>2007年7月、データ交換標準 技術仕様 annex H Version 1.1.002 に基づいて ITL と日本の登録簿間で試験を実施した。全てのテスト項目において期待される結果を得て、試験に合格した。</p> <p>また、運用開始前、及び運用開始後に ITL、登録簿間で以下の試験を行った。</p> <p>-Go-live test 2007年11月、日本の登録簿が ITL と接続し、本番環境において本格運用を開始することに伴い、試験を実施し、問題なく完了した。</p> <p>-ETS Go-live test 2008年10月、CITL および EU の国別登録簿が ITL と接続し、本番環境において本格運用を開始することに伴い、試験を実施し、問題なく完了した。</p> <p>-SEF coordinated testing 2008年12月、試験環境において、あらかじめ指定されたトランザクションを実施して、SEF 集計結果を出力し、ITL との不一致がないことを確認するための試験を実施し、問題なく完了した。</p> <p>-開発者試験 UNFCCC が提供している Developer 環境および Registry 環境を利用した試験を必要に応じて実施している。</p> <p>なお、上記試験を実施するにあたって、機能性、運用性、性能性、セキュリティ、信頼性の観点で、事前に内部での試験を実施している。</p>

3.1.2 国内・地域計画、立法措置と執行・管理手順

地球温暖化対策の実施のための国の主な法制度等の概要は、以下のとおりである。

法制度等の名称	概 要
地球温暖化対策の推進に関する法律	<p>【経緯】 制定：1998年、改正：2002年・2005年・2006年・2008年</p> <p>【主な措置】</p> <p>地球温暖化防止活動推進センター（全国・地方）の設置（1998年） 京都議定書目標達成計画の策定（2002年） 内閣に地球温暖化対策推進本部の設置（2002年） 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度（2005年） 京都メカニズムの推進・活用に向けた取組（2006年） 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の見直し 排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実（2008年）</p> <p>【執行に関わる主な組織】</p> <p>環境省地球環境局地球温暖化対策課 各府省の事業所管課（算定・報告・公表制度） 地方公共団体の環境部局</p>
エネルギーの使用の合理化に関する法律（略称「省エネ法」）	<p>【経緯】 制定：1979年</p> <p>主な改正：1993年・1998年・2002年・2005年・2008年</p> <p>【主な措置】</p> <p>工場における省エネの判断基準の制定、一定規模以上の熱又は電気を使用するエネルギー管理指定工場の指定、エネルギー管理者の選任及びエネルギー使用状況の記録の義務付け、住宅・建築物における省エネの判断基準の制定、機械器具のエネルギー消費効率に関する判断基準の制定、エネルギー消費効率の表示の義務付け（1979年）</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する基本方針の制定、エネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用状況の定期報告の義務付け（1993年）</p> <p>エネルギー管理指定工場の拡大（従来のエネルギー管理指定工場を第一種エネルギー管理指定工場とし、新たに第二種エネルギー管理指定工場を創設）、第一種エネルギー管理指定工場に対する省エネに関する中長期計画の提出の義務付け、機械器具のエネルギ</p>

	<p>一消費効率におけるトップランナー方式の導入（1998年）</p> <p>エネルギー管理指定工場の拡大による民生業務部門の対策強化（第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定の撤廃）、一定規模以上の建築物（非住宅）における省エネ措置の届出の義務付け（2002年）</p> <p>熱・電気管理一体化による工場におけるエネルギー管理の強化、輸送事業者及び荷主における省エネの判断基準の制定、一定規模以上の輸送事業者及び荷主の指定、省エネに関する計画の提出及びエネルギー使用状況の定期報告の義務付け、一定規模以上の住宅における省エネ措置の届出の義務付け（2005年）</p> <p>工場・事業場ごとのエネルギー管理から、事業者単位でのエネルギー管理への改正、特定連鎖化事業者（フランチャイズチェーン）に対する、事業者単位同様のエネルギー管理の義務付け、エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任の義務付け、セクター別ベンチマーク及び共同省エネルギー事業の導入、大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令・罰則の導入、一定の中小規模の建築物について、省エネ措置の届出等の義務付け、住宅を建築し販売する事業者に対する、住宅の省エネ性能向上を促す措置の導入（多数の住宅を建築・販売するものには、勧告、命令等による担保）（2008年）</p> <p>【執行に関わる主な組織】</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課 国土交通省総合政策局環境政策課 住宅局住宅生産課・建築指導課</p> <p>担当府省の地方支分部局 地方公共団体の担当部局</p>
<p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（略称「RPS法」）</p>	<p>【経緯】 制定：2002年</p> <p>【主な措置】 電気事業者に対して新エネルギー等により発電された電気の一定割合の利用を義務付け</p> <p>【執行に関わる主な組織】 経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課</p>

<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（略称「物流総合効率化法」）</p>	<p>【経緯】 制定：2005年</p> <p>【主な措置】 流通業務の総合化・効率化を図るための総合効率化計画の作成・認定とそれに伴う事業許可・資金調達等の支援措置</p> <p>【執行に関わる主な組織】 国土交通省政策統括官付参事官（物流施設）室 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ流通・物流政策室 担当府省の地方支分部局 地方公共団体の担当部局</p>
<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（略称「エネルギー供給構造高度化法」）</p>	<p>【経緯】 制定：2009年</p> <p>【主な措置】 一定規模以上のエネルギー供給事業者（電気事業者、ガス事業者、石油事業者）に対し、太陽光、原子力、水力、地熱、バイオマス等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を義務づけ。</p> <p>【執行に関わる主な組織】 資源エネルギー庁総合政策課 資源エネルギー庁資源・燃料部、電力・ガス事業部</p>
<p>京都メカニズムの事業承認制度</p>	<p>【経緯】 制定：2002年</p> <p>【主な措置】 京都メカニズム（CDM・JI）の個別事業の承認</p> <p>【執行に関わる主な組織】 京都メカニズム推進・活用会議（内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省等で構成）</p>

3.2 低炭素社会づくりに向けた取組の推進

我が国は、「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」するという長期目標を、国際的に共有することを提案している。

その目標の達成には、主要経済国の参加はもちろん、世界のすべての国々が何らかの形で取り組むことが不可欠であるが、日本としても、先進国として途上国以上の貢献をすべきであり、2050年までの長期目標として現状から60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指す必要がある。

そのような低炭素社会の実現に向けては、福田内閣総理大臣スピーチ(2008年6月9日)及び地球温暖化問題に関する懇談会提言(2008年6月16日)において、基本的な方針が示されたところであり、総理スピーチ及び懇談会提言で示された政策項目ごとに、具体的な施策を明らかにすることを目的として2008年7月に低炭素社会づくり行動計画が策定された。

以下、本章では、同計画において定められた低炭素社会の実現に関する政策・措置について記述する。なお、これらの政策・措置は、当時利用可能な最新情報を利用して定められたものである。

『低炭素社会づくり行動計画』(2008年7月閣議決定)(抜粋)

I 我が国の目標

低炭素社会を目指し、2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量の半減を実現するためには、主要経済国はもちろん、世界のすべての国々がこの問題に取り組む必要があり、日本としても2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を行う。

また、2050年半減という長期目標を実現するため、世界全体の排出量を、今後10年から20年程度の間ピークアウトさせる。

さらに、次期枠組みについて公平かつ公正なルールに関する国際社会の合意形成を目指すとともに、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。

1 公平、公正な実効性ある次期枠組みの合意づくり

世界全体の排出量を今後10～20年間にピークアウトし、2050年に少なくとも半減するため、米・中・印等の主要経済国を始めとする「全員参加」型の公平で実効性のある次期枠組みについて、2009年のCOP15で合意を目指す。

そのため、COP13で合意されたバリ行動計画に従い、国連の下での特別作業部会における議論を進めるとともに、G8サミットを含む多数国間会合、各種二国間会合において、長期目標の共有、セクター別アプローチを用いた公平な国別総量目標設定や技術移転を適

じた世界全体でのエネルギー効率改善の在り方等について議論を深め、成果を国連の下での議論へ適切に反映させる。

2 国別総量目標の設定

セクター別積み上げ方式について、公平な国別総量目標を設定するための共通の方法論として国際的に確立すべく各国の理解を得ることを目指す。また、基準年の見直し等の論点も含め、来年のしかるべき時期に我が国の国別総量目標を発表する。

そのため、セクター別積み上げ方式をベースに国別総量目標を設定する方法について、G8サミット、主要経済国会合（MEM）、二国間会合等の様々な場を通じて各国の理解を促進するとともに、我が国の適用事例である長期エネルギー需給見通し等を紹介しつつ、各国が削減可能量の分析作業を行い、その報告をCOP14で行うよう、各国に働きかける。

共通の方法論を確立する上で特に重要な機会となる、2008年8月のガーナでの国連特別作業部会で開催される「セクター別アプローチに関するワークショップ」や秋に主催するセクター別削減ポテンシャルの積み上げをテーマにした第2回国際ワークショップにおいて、一層の理解の進展を目指す。

その際には、基準年、森林等吸収源の取扱い等に係る論点も含め、セクター別積み上げ方式に対する各国の評価なども踏まえ、共通の方法論を確立すべく各国の理解を得ることを目指す。

我が国の国別総量目標の提示については、すべての主要経済国の参加や公平性の確保を図るという観点から、来年のしかるべき時期に交渉状況を踏まえて判断していく。

3 世界各国の取組に対する支援

(1) セクター別アプローチによる技術の普及、コベネフィットによる支援

セクター別アプローチを通じ、我が国が強みを持つ環境技術や省エネルギー技術を途上国など世界に積極的に普及させる。

そのため、IEA（国際エネルギー機関）、APP（クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ）において、セクターごとのベストプラクティスの特定・共有等を行うとともに、多国間及び二国間の枠組みを活用し、中国、インド等に対して省エネルギー設備の実証事業や専門家派遣等の技術協力の実施や障壁の除去に取り組む。

また、交通セクターにおける温室効果ガスの削減・大気汚染の改善に係る国際連携の強化に向けて、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」等を通じ、ベストプラクティスの共有、新技術・方策の推進、キャパシティビルディング（途上国の能力向上）に関する協力等を推進する。

さらに、途上国において、持続可能な開発、低炭素・低公害・循環型社会や、気候変動に適応し自然と共生する社会を実現する。

そのため、クリーンアジア・イニシアティブを推進し、中国、インドネシアでのコベネフィット事業の推進や、東アジアでの廃冷媒フロン回収調査、途上国のインベントリ整備に向けた協力、アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラムなどを実施する。

(2) クールアース・パートナーシップ

温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国に対し、緩和策、適応策、クリーンエネルギーアクセスの観点から支援を進めるため、5年間で累計おおむね100億ドル程度の資金供給を可能とする「クールアース・パートナーシップ」を推進する。

その一環として新たに制度設計された気候変動対策円借款(第一弾として、2008年7月、インドネシアに対し、総額約308億円を上限とする円借款の供与を決定)、環境プログラム無償、地球環境保険、日・国連開発計画(UNDP)共同枠組みを活用するとともに、既存の無償資金協力、技術協力等やアジア開発銀行(ADB)等の国際機関を通じた政府開発援助による支援を進め(既にマダガスカル、セネガル、ガイアナに対し無償資金協力を実施済)、また、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)等において政府開発援助以外の資金による支援も行う。具体的には気候変動対応のための森林保全・防災対策、コベネフィット対策、省エネルギー・新エネルギー対策等の支援を進める。

また、アフリカ諸国に対しては「日・アフリカ・クールアース・パートナーシップ」を呼びかけ政策協議を進めているほか、ツバル、ラオス等その他の途上国との間での取組も引き続き積極的に推進する。

以上を通じて、2013年以降の枠組みへの途上国の積極的な参加を促進する環境づくりを行う。

(3) 多国間基金の創設

日米英のイニシアティブにより、2008年7月1日に世界銀行に多国間基金として設立された気候投資基金を通じて、途上国における太陽光・風力発電所の導入や火力発電所のエネルギー効率向上、排出の少ない公共交通手段の活用、ビルや産業界などにおける電力使用効率の改善等、温室効果ガス削減のための緩和策や、気候変動の悪影響に対応するための適応策などの途上国の気候変動問題への取組を支援する。その際、日米英以外のより多くのドナー国を確保すべく、二国間や多国間会合の機会を通じて関心国へ本基金への参加を働きかけていく。

また、早期に基金の運営を開始することを目指し、途上国への効果的・効率的な支援を行うために、基金の運営に積極的に参画していく。

II 革新的技術開発と既存先進技術の普及

低炭素社会を目指し、長期目標を実現するために重要な革新的技術開発の推進及び既存先進技術の普及促進を行う。

1 革新的技術開発

(1) 革新的技術開発のロードマップの着実な実行

温室効果ガス排出量の大幅な削減は、既存技術やその延長線上にある技術の普及だけでは決して達成できない。そこで、「環境エネルギー技術革新計画（2008年5月19日）」「Cool Earth—エネルギー革新技術計画（2008年3月5日）」等に示された革新技術（構造・素材やシステム等の点で既存技術やその延長線上にある技術を超えた革新性を持ち、2050年の世界における大幅な温室効果ガスの削減に寄与する技術）を開発する。

「環境エネルギー技術革新計画」に示された技術ロードマップ等（高速増殖炉サイクル技術、バイオマス活用技術、低燃費航空機（低騒音）、高効率船舶、高度道路交通システム（ITS）による交通や物流の効率化、地球観測、気候変動予測及び影響評価への国際貢献など）の実施に向け、今後5年間で300億ドル程度を投入する。

そのうち、「Cool Earth—エネルギー革新技術計画」に示された、重点的に取り組むべき21のエネルギー革新技術（飛躍的な効率向上と低コスト化を達成する革新的太陽光発電（新材料・新構造を利用して、2030年以降に発電効率40%超かつ発電コスト7円/kWhの太陽電池の技術の確立を目指す）、プラグインハイブリッド自動車・電気自動車等、コークスの代わりに水素を還元剤とする技術及び二酸化炭素分離回収技術により排出を抑制する革新的製鉄プロセス（2008年度から基礎研究、2013年度から実証試験を行い、水素製造や二酸化炭素分離回収貯留に係るコストの状況を踏まえ、まずは2030年までに製鉄所での排出量を約30%削減する技術を確立し実用化を目指す）、次世代軽水炉等の先進的原子力発電技術、燃料電池技術（定置用燃料電池について、2020～2030年頃にコスト40万円/kWh、耐久性9万時間まで向上させ本格普及を目指す）、民生部門の二酸化炭素排出の約5割を占める空調・給湯等に対して効果的な超高効率ヒートポンプ（2030年にコストを現状の3/4、効率を1.5倍、2050年にコストを1/2、効率を2倍にまで向上を目指す）など）についても、必要な予算を確保して開発を進める。

なお、技術ロードマップの実行に当たっては、国際的な連携、官民の役割分担の下、適切に開発を進めるとともに、定期的なロードマップの見直しを行う。また、開発された成果の円滑かつ適切な普及を図る。

（2）石炭利用の高度化

石炭は石油や天然ガスに比べ、埋蔵量が多く安価であるが、燃焼時の二酸化炭素排出量が多い。そのため、発電効率を高め排出量を削減できるクリーン燃焼技術や、排出された二酸化炭素を大気中に出さずに地中に埋め戻すCCS（Carbon Dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収貯留）技術の開発を推進する。

クリーン燃焼技術については、IGCC（石炭ガス化複合発電）の発電効率について2015年頃に48%、長期的には57%の達成、IGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）の発電効率について2025年頃に55%、長期的に65%の達成を目指す等必要な技術開発、実証試験等を進める。

CCSは、我が国の排出量の約3割を占める火力発電や約1割を占める製鉄プロセスの大幅削減につながり得る技術であるが、その分離・回収コストを2015年頃にトン当たり2000円台、2020年代に1000円台に低減することを目指して技術開発を進めるとともに、2009年度以降早期に大規模実証に着手し、2020年までの実用化を目指す。実用化に当たっては、環境影響評価及びモニタリングの高度化、法令等の整備、社会受容性の確保など

の課題の解決を図る。

さらに、これらの技術を併せ、最終的には二酸化炭素の排出をほぼゼロにするために、石炭火力発電等からの二酸化炭素を分離し、回収し、輸送、貯留する一貫したシステムの本格実証実験を実施し、ゼロエミッション石炭火力発電の実現を目指す。

(3)「環境エネルギー国際協力パートナーシップ構想」の実現

革新技术の開発には多額の資金と多数の人材が必要であり、国際社会の協調の下で各国がそれぞれ役割分担しながら進めることで、開発の加速化、成果の普及促進を図る。

このため、北海道洞爺湖サミットにおける首脳宣言で一致した、エネルギー技術開発投資の拡大、技術開発ロードマップの国際共有、既存の国際連携の強化及び新たな国際連携の立ち上げ等を実現する。また、意欲のある途上国等の開発段階からの参加を促し、途上国への技術の適切な普及を促進する。

具体的には、「環境エネルギー国際協力パートナーシップ」の核となる、国際的に共有できるロードマップを2010年度中に策定するために、IEA等と連携しつつ、各国の技術開発施策情報の共有のための作業を2008年度中に新たに開始する。

2 既存先進技術の普及

(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大

太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性がある。そこで、太陽光発電世界一の座を再び獲得することを目指し、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進める。

そのためには、技術革新と需要創出により価格を大幅に低減するとともに、大量導入の際に大きな課題となる電力系統への影響を緩和するための技術開発を進め、大量導入につなげることが必要である。価格については、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減することを目指す。

ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら、大胆な導入支援策や新たな料金システム等を検討する。具体的には、住宅、産業、公共等の部門での思い切った導入支援、革新的太陽電池技術の技術開発、電気事業者によるメガソーラー建設計画への支援、地方公共団体との連携、ソーラーメーカーと住宅メーカーの連携の促進、グリーン電力証書や市民出資など更なる民間資金の活用等を行うとともに、電力系統への影響を緩和する系統安定化技術や、大容量・低コストの蓄電池の技術開発等を進める。また、再生可能エネルギーの導入と系統安定化に要するコストの負担の考え方について、2008年7月より検討を開始し、2009年春を目途に結論を得る。

(2)「ゼロ・エミッション電源」の比率の50%以上への引上げ

我が国の温室効果ガス排出量の約3割を占める電力部門における対策は非常に重要である。その供給面の対策の一環として、「長期エネルギー需給見通し(2008年5月)」等を踏

まえつつ、2020年を目途に、2006年に約4.0%であった発電電力量に占める「ゼロ・エミッション電源」（再生可能エネルギー、原子力発電等）の割合を5.0%以上とする。特に太陽光発電に関しては、2005年度比で導入量を1.0倍（原油換算で3.5万k1から3.50万k1へ拡大）とすることを目指す。また、原子力発電に関しては、新規建設の着実な実現（現在1.3基の建設を計画中。うち、2017年度までに9基の建設を計画中。）を目指す。

具体的には、太陽光発電については、各部門における導入支援や技術開発、電気事業者によるメガソーラーの建設計画に対する支援を推進するとともに、コスト負担の考え方について検討する。原子力発電については、徹底した安全の確保を絶対的な前提として、主要利用国並の設備利用率の向上を目指すことや、新規建設の着実な実現などを推進する。

風力発電については、陸上風力の導入支援、洋上風力などの新技術の検討を進める。水力発電については、2030年までの発電電力量の増加ポテンシャルが7.0億kWh³⁴との試算も踏まえ、開発調査や建設補助の改善を検討する。その他、地熱を含めた再生可能エネルギーについて、エネルギーの地産地消の推進、新エネベンチャーの支援、自主的取組の促進等を進める。

また、地方公共団体等による、太陽光、小水力、バイオマス、風力、雪氷などの地域性を考慮した地産地消型の新エネルギーの利用の取組を評価し、優れたものを「新エネ百選」として2～3年で選定するなど、各地のベストプラクティスを共有する。廃棄物発電については、飛躍的なエネルギー回収量の増強や経済的誘導策の検討を行う。

さらに、上記の措置による発電電力の取引の円滑化を図るため、卸電力取引所におけるCO₂フリー電気等の実験的取引を遅くとも2009年4月までに開始する。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS（Renewables Portfolio Standard）法）（平成14年法律第62号）」の現行の目標量を確実に実施するとともに、2018年度までの目標について、2010年度中までに検討を開始する。

（3）次世代自動車の導入

我が国の自動車産業の技術力・競争力の強化にもつなげつつ、排出量のうち約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減を行うため、現在、新車販売のうち約5.0台に1台の割合である次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等）について、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。

具体的には、費用の一部支援などの導入支援の充実による初期需要の創出や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車の基盤技術である次世代電池や燃料電池等の技術開発による高性能化や低価格化（2015年までに次世代電池の容量を現状の1.5倍、コストを7分の1、2030年までに容量を7倍、コストを40分の1にすることを旨とする）を進めるとともに、電池切れの不安感を解消するため、急速充電設備（例えば、家庭充電で約7時間の充電時間を急速充電では約30分程度に短縮可能）を含む充電設備等のインフラ整備、高度道路交通システム（ITS）の推進などの交通流対策、クリーンディーゼル

³⁴水力発電に関する研究会 中間報告（2008年7月25日）

車のイメージ改善や普及促進等の統合的な取組、次世代低公害トラック・バス等の実用化促進等を進める。

(4) 白熱電球の省エネランプへの切替え

家庭等で使用される一般的な白熱電球について、2012年を目途に、原則として電球形蛍光ランプなど省エネルギー性能の優れた製品への切替えを実現する。

切替えに当たっては、電球形蛍光ランプは白熱電球に比べて、消費電力が5分の1程度、製品寿命が約6～10倍であることから、使用時を含めたコストに優れているものの、製品価格が約10倍と価格差が大きいため導入時の負担が大きい。また、調光用や装飾用など一部の用途については現状では代替が困難であるといった課題がある。

その解決に向け、国、製造事業者、流通事業者、消費者団体等の連携の下、「あかりの日（10月21日）」や、「省エネあかりフォーラム」、「チーム・マイナス6%」を通じた省エネランプのメリット等の消費者への情報提供などにより、白熱電球からの切替えを消費者に働きかけていく。

また、国において、蛍光灯の発光効率を超える高い省エネルギー化を実現し得る有機ELを利用した次世代照明の研究開発を実施するとともに、製造事業者において、性能向上と使いやすさの改善、代替困難な用途向けの製品開発に取り組むほか、流通事業者において、省エネランプの積極的な情報提供、販売を行う。

(5) 省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速

トップランナー基準を達成したテレビ（2004年度から2008年度で15.3%効率改善）、エアコン（2004年度から2010年度で22.4%効率改善）、冷蔵庫（2004年度から2010年度で21.0%効率改善）等の省エネルギー機器の普及を図るほか、高効率給湯器については、2010年度までにC02冷媒ヒートポンプ給湯器446～520万台、潜熱回収型給湯器291～326万台の加速的普及を図る。

具体的には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号）」に基づくトップランナー基準の見直し及び強化を実施していくこととし、2008年度に目標年度を迎えるテレビについて、早期に基準を強化するため2008年度内に新基準の検討を行うなど、目標年度を迎えた機器の基準強化を着実に実施するほか、業務用冷蔵庫、ルーター、複合機等、更なる機器の追加を検討する。

さらに、大型液晶やプラズマディスプレイ、半導体、低温室効果冷媒を用いた革新的な省エネエアコン等の研究開発を行うとともに、高効率給湯器、省エネ自然冷媒冷凍装置等の導入支援を行う。

また、省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度、「チーム・マイナス6%」の取組、省エネ家電普及促進フォーラムの活動を通じて、製造事業者、流通事業者、消費者団体によるそれぞれの立場での消費者への情報提供、統一省エネラベルの基準強化や対象拡大を図る。

また、省エネ家電の使用による二酸化炭素削減効果を明らかにし、当該製品の生産者、消費者、販売者などがインセンティブを実感できる仕組みの構築の検討を2008年度中に行

う。

(6) 省エネ住宅・ビル、200住宅の普及

省エネ住宅・ビルについては、新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す。そのため、省エネルギー措置の届出義務化の範囲の拡大、大規模な住宅・建築物への命令の導入、住宅供給事業者に対する建売住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入等を内容とする改正省エネルギー法（平成20年法律第47号）を的確に執行する。その際、給湯器等の設備を含めた基準づくりや、消費者にとって分かりやすい省エネルギー性能の評価・表示方法を検討する。また、税制・予算措置の活用による省エネ住宅・ビルの新築、改修の支援等を行う。

ビルの新エネルギー導入については、ビルへの新エネルギー設備等の導入支援の強化等により、導入を加速する。

200住宅の普及促進については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成により、環境負荷の低減と国民負担の軽減を図り、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を目指す。そのため、住宅の建設、維持管理、流通、資金調達等の各段階において、法制度の整備、税制・予算措置の活用、金融面の支援等を行う。

(7) 原子力の推進

発電過程で二酸化炭素を排出しない原子力発電は、今後も、低炭素エネルギーの中核として、地球温暖化対策を進める上で極めて重要な位置を占める。そこで、徹底した安全の確保を絶対的な前提として、主要利用国並の設備利用率を目指すとともに、新規建設の着実な実現（現在13基の建設を計画中。うち、2017年度までに9基の建設を計画中。）を目指す。こうした取組により、2020年をめどに発電電力量に占める「ゼロ・エミッション電源」の割合を50%以上とする中で、原子力発電の比率を相当程度増加させることを目指す。また、核燃料サイクルを確立するとともに高速増殖炉サイクルの早期実用化を目指す。

そのため、安全の確保を絶対的な前提に、欧米主要国並の設備利用率の向上を目指す電気事業者の取組に資する所要の環境整備を進めるとともに、現在稼働中の55基に加え、建設中の3基（泊3号、島根3号、大間）を含む計画中の新增設について、電気事業者の取組をフォローアップする。また、2030年前後からの既設軽水炉の代替需要をにらみ、世界市場も視野に入れて、次世代軽水炉の技術開発を進める。

高速増殖炉サイクル技術については、2008年度中に原型炉「もんじゅ」の運転を再開するとともに、2025年の実証炉及び関連サイクル施設の実現、2050年頃からの商業ベースでの導入を目指して技術開発を進める。また、プルサーマルの着実な実施や六ヶ所再処理工場の本格操業開始を含む核燃料サイクル確立に向け着実に取り組む。さらに、長期的観点から核融合に関する研究開発を進める。

(8) 原子力発電の優れた安全技術や知見の世界への提供

日本の優れた原子力発電技術を活用し、政府間協力や原子力産業の国際展開等を通じ、

核不拡散、原子力安全、核セキュリティ（3S）を大前提に、気候変動対策及びエネルギー安全保障の観点から原子力発電を積極的に導入する国際的な動きに貢献する。

具体的には、原子力発電導入・拡大国に対し、2008年度以降も引き続き、IAEA（国際原子力機関）やOECD/NEA（経済協力開発機構原子力機関）等の多数国間や二国間の枠組みを通じ、原子力の国際協力の大前提である3S確保を含む基盤整備等に対する支援や国際協力をより積極的に推進するとともに、当該国の3S確保を含む基盤整備等の状況や具体的ニーズを踏まえつつ、二国間協定等による資機材移転の枠組みづくりや、政府系金融機関の活用等に取り組み、日本の原子力産業の国際展開を支援する。また、IAEAの国際安全基準策定活動への参加や、米、仏、中等の原子力安全規制当局と二国間情報交換会合などの場における情報交換、人材交流等に取り組み。

（9）国自らの率先実施

政府の取組が、民間部門も含めた低炭素社会構築のけん引役となることを目指し、政府自らが先進的な温暖化対策を率先して実施する。また、こうした取組を、独立行政法人、公立学校や公立病院を含む地方公共団体、さらには、民間部門にも広げ、低炭素社会実現に向けた国民運動につなげる。

具体的には、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（2007年3月30日閣議決定）」に基づき、低公害車や省エネルギー型OA機器の導入、建築物の建築・管理における対策（照明・空調等の省エネルギー対策、太陽光発電の導入等）などを着実に進め、2001年度を基準として、2010～2012年度までの政府による温室効果ガス排出量の平均を8%削減する。

また、政府の中心である霞が関地区については、「霞が関低炭素社会」の実現に向け、庁舎への太陽光発電の導入、建て替え等による省エネルギー性能の向上、ヒートアイランド対策等について検討し、財務省・中央合同庁舎第4号館敷地における合同庁舎の整備計画の策定に合わせ、その方策を取りまとめ、エネルギー効率の改善目標を設定する。

Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組み

あらゆる部門の排出削減を進めるため、二酸化炭素に価格をつけ、市場メカニズムを活用するとともに、二酸化炭素排出に関する情報提供を促進する。

1 排出量取引

本年秋に、できるだけ多くの業種・企業に参加してもらい、排出量取引の国内統合市場の試行的実施を開始する。

その具体的な仕組みについては、京都議定書目標達成計画や、同計画に位置付けられている自主行動計画との整合性も考慮しつつ、参加企業等が排出量や原単位についての目標を設定し、その目標を達成するに当たり各種の排出枠・クレジットの売買を活用できる仕組みを軸に、既存の制度や企画中の制度を活用しつつ、できるだけ多くの業種・企業に参

加してもらふことを念頭に、制度設計を進めることとする。目標設定の方法、取引対象とする排出枠・クレジットの種類、排出量のモニタリング・検証方法等の検討課題について、関係省庁から成る検討チームにおいて、2008年9月中を目途に試行的実施の設計の検討を進め、10月を目途に試行的実施を開始する。

この試行的実施の経験をいかしながら、排出量取引を本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしていく。

2 税制

(1) 税制のグリーン化

本年秋に予定している税制の抜本改革の検討の際には、道路財源の一般財源化後の用途の問題にとどまらず、環境税の取扱いを含め、低炭素化促進の観点から税制全般を横断的に見直し、税制のグリーン化を進める。

例えば、自動車、家電製品、住宅建築について、温室効果ガス排出を抑制するインセンティブとしての税制の活用について検討を行う。

(2) 地球環境税

先進国が中心となり、革新技术の開発や途上国の支援を共同して実施するための財源として、国際社会が連携した地球環境税の在り方についても、これまでの国際機関等での議論や様々な課題を含め研究し、2008年度末を目途に一定の研究の成果を公表する。

3 見える化

(1) カーボン・フットプリント制度等の普及

できるだけ多くの商品や食品、サービスにおいて、その温室効果ガス排出量等が消費者に「見える化」されることを目指す。その際、食品について、フードマイレージの考え方も踏まえつつ「見える化」の在り方について検討する。

具体的には、商品の製造や食品の生産から輸送、廃棄に至る過程や、サービスの利用に伴って排出される温室効果ガス排出量を表示するカーボン・フットプリント制度等の「見える化」について、2008年度中に排出量の算定やその信頼性の確保、表示の方法等に関するガイドラインを取りまとめ、来年度から試行的な導入実験を行うよう目指す。

その成果を踏まえ、商品や食品、サービスの分野別にガイドラインの更なる具体化を図るとともに、「見える化」された商品や食品、サービスの普及促進を図る。

なお、ガイドラインの策定に当たっては、WTO協定等を踏まえつつ、国際整合性に十分配慮した取組を進めることとし、ISO（国際標準化機構）におけるカーボン・フットプリント制度の国際標準化に向けた議論に対し、我が国として積極的に貢献する。

(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルールづくり

カーボン・オフセット³⁵や炭素会計の取組について、事業者や国民の理解を広め、幅広い普及を図る。

カーボン・オフセットについては、2008年度からモデル事業を実施するとともに、既存の諸制度や取組との整合性の検討や普及に際して必要となる共通のルール（オフセットの対象となる排出量及びオフセットに用いられる削減量の算定方法、削減の確実性の確保、削減量のダブルカウントの防止等）の在り方について検討を進め、2008年度を目途に公表していく。

事業活動における二酸化炭素換算をした温室効果ガスの排出量・削減量の情報開示を行う炭素会計については、企業による環境情報開示の一環として、2008年度中にその実施方法やルールの検討を行い、一定の検討結果を公表する。

4 環境ビジネス等に資金を流れやすくするための基準と仕組みの整備

我が国の資本市場を海外の事業者や投資家等から見ても国際的に魅力あるものにするための継続的な取組、個人投資家等の投資促進のための環境整備に加え、日本の金融・資本市場が環境配慮のトップランナーとなることを目指し、環境ビジネス等に内外からの資金が流れやすくなるための基準や仕組みづくりを行う。

具体的には、環境ビジネス等への資金の呼び込みによる競争力強化を図るため、企業の環境への取組を総合的に評価する手法、株価指数等への活用の可能性、比較可能な環境情報の開示の在り方等について2008年度中を目途に検討を深化し、2009年度以降に評価手法の運用、比較可能な情報開示施策の実施を目指す。

また、具体的な資金供給の先駆けとして以下の取組を行う。

- ・「イノベーション創造機構」（仮称）を2009年度に創設し、国内外からの長期リスクマネーの円滑な供給を図る。
- ・環境ファンド、環境格付融資などへの資金的支援。
- ・民間資金を集めて環境保全などの事業に投融資する市民出資・市民金融（コミュニティ・ファンド等）の取組を促進するため、ガイドラインの策定等を行う。

環境金融については、その範囲と類型を明らかにしつつ、我が国金融機関に対し、「責任ある投資原則」への取組を促し、環境金融の取組等の公表を促進する。また、環境関連融資やエコファンドなど金融機関の取組について報告を求め、その中で先進的な事例、普及が望ましい事例を取りまとめた事例集の作成を行う。

また、気候変動と社会・経済との相互関係等についての先進的研究を行うとともに、低炭素社会研究にかかわる機関による国際ネットワークを構築する。

³⁵自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる活動。

IV 地方、国民の取組の支援

低炭素社会を実現するため、地方の先導的な取組や、国民一人一人の理解、行動を促進するための取組を進める。

1 農林水産業の役割を活用した低炭素化

農山漁村地域は、バイオマス資源の供給源や森林等による炭素吸収源として、低炭素社会の構築に重要な機能を担っている。これらの機能を十分に発揮させるため、輸送エネルギーの削減に役立つ地産地消の推進、炭素吸収源や木材供給源としての森林資源の整備・利用、農林水産分野における温室効果ガス排出削減対策等を進める。これにより、地域の活性化、食料自給率向上など他の課題への好影響も期待される。

バイオマス資源の供給については、バイオマスタウンを2010年度までに300地区へ拡大することを目指すとともに、食料供給と競合しないバイオ燃料生産拡大対策、稲わら、廃木材等からのエタノール生産、高濃度利用の検討も含めた輸送用燃料、未利用木質バイオマスの供給・利用等の促進を図る。

地産地消については、「地産地消モデルタウン」に対する支援等により学校給食等での地場農林水産物の活用や直売所を中心とした取組を推進するほか、廃食用油由来等のバイオ燃料製造への支援等を行う。

森林資源の整備・利用については、間伐等による森林整備、地域材の住宅等への利用拡大、未利用バイオマス資源の資材・エネルギー利用拡大への取組等を行う。また、農地土壌等の炭素吸収源としての機能向上についてモデル地区での実証等を検討する。

2 低炭素型の都市や地域づくり

(1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり

社会全体の低炭素化を進めるには、都市・地域がそれぞれの特色をいかし、きめ細かな対策を統合的に推進して先行的なモデルを作り、全国に広げることが有効である。

そのため、環境モデル都市を2008年度に10程度選定（7月に6都市を選定済み）し、その取組に対する支援、成果のフォローアップを行い、優れた事例の全国展開を図るとともに、環境対策に積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取組を世界に発信する。

低炭素型の都市・地域の重要な構成要素である、集約型都市構造の実現や公共交通機関の利用促進等については、地域における温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定や計画に基づく対策の実施に対する支援、大規模集客施設等の都市機能の適正な立地の確保、中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積促進、鉄道新線の整備やLRT (Light Rail Transit)・BRT (Bus Rail Transit) の導入促進など公共交通機関の利便性向上、都市・地域総合交通戦略の推進を行う。

また、これと併せて、緑地の保全や都市緑化等の推進、下水道における資源・エネルギーの有効利用の促進、地区・街区レベルにおけるエネルギーの面的な利用の推進、農山漁

村における様々な資源やエネルギーの有効利用の促進を行う。

(2) 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網

二酸化炭素排出の少ない交通輸送網の実現を目指して、公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、自転車の利用促進、貨物自動車から環境負荷の小さい輸送機関への貨物輸送のシフト(モーダルシフト)等による物流の効率化、交通流の円滑化等を促進する。

このため、二酸化炭素排出量が少ない鉄道やバスなどの公共交通輸送網の整備や都市機能の集約化等を図る。具体的には、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保、鉄道新線、LRT等の整備等の公共交通機関の利便性の向上等を推進する。

また、二酸化炭素排出量が少ない鉄道、海運への貨物輸送のモーダルシフトや、国際貨物の陸上輸送距離の削減等を推進する。具体的には、鉄道貨物輸送力増強事業、海運・鉄道・道路の結節点となる港湾の機能充実や各輸送機関の連携強化及びグリーン物流パートナーシップ会議などの取組を推進する。

さらに、走行速度向上による実効燃費改善のため、交通流対策を推進する。具体的には、環状道路の整備等の渋滞対策、高速道路の多様で弾力的な料金施策、自転車利用環境の整備等を推進する。

その他、低炭素型の海運システムの構築、省エネ鉄道システムや低炭素型のトラック・バスの普及・開発推進、エコドライブ管理システムの導入支援、グリーンITの推進等により、各輸送機関においても二酸化炭素排出の一層の削減を図る。

また、地方公共団体等が主体となって進める排出抑制等のための計画等に基づいた低炭素型の交通輸送網の実現のための取組の支援を行う。

3 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み

「21世紀環境教育プラン」により、環境問題に取り組む団体、人材とも連携し、「持続可能な開発のための教育(ESD)」の機会の充実を図り、学校や地域で排出削減に役立つ教育を進めることで、生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れていく。

学校教育においては、改訂学習指導要領を踏まえた体験活動等を通じた各学校段階にふさわしい環境教育の推進、低炭素社会づくり等のための具体的手法を学び実践する取組の充実、ESDの推進拠点としてのユネスコ・スクールを500校に増加、環境を考慮した学校施設の整備等により環境教育・ESDを一層推進する。高等教育では、環境リーダー育成プログラムの実施や、産学官民連携コンソーシアム等を通じアジアの環境人材を育成する。

地域や家庭においては、学校とも連携し、地域が一体となったESDの優良な取組の推奨・普及やコーディネーター育成の推進を図る。また、「21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト」や、環境家計簿等の環境教育ツールの利用等を促進する「我が家の環境大臣事業」等を通じて環境教育・ESDを推進する。

4 ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ

(1) こまめな省エネやI Tの活用、3 Rの推進

ビジネススタイル、ライフスタイルを変革していくため、低炭素社会づくりが進んでいることが日々の生活で実感できるような、低炭素化を常に意識するこまめな省エネ、便利と低炭素の両立を実感できるグリーンI Tを活用した暮らし・働き方・ビジネススタイル、所有から機能の利用へと意識を変えるカーシェアリング、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進などの取組を進める。また、低炭素社会の実現に向け、深夜化しているライフスタイルの見直しに関し、国民的な議論を喚起する。

こまめな省エネなどの取組については、「チーム・マイナス6%」運動として、音楽、映画、ファッションやスポーツなどとの連携や様々なメディアの活用を通じて、クールビズ（2008年度はクールビズにもう一つの温暖化防止アクションを加えていくことを呼び掛ける「COOL BIZ +（クールビズ・プラス）」を実施。）やウォームビズによる節電、マイバッグやエコクッキングなど家でできるエコ活動（うちエコ）、エコドライブなどの浸透を図る。また、地球温暖化に関する知識と低炭素社会への取組を分かりやすく伝えるため、写真や映像などによる広報・イベントを実施する。

さらに、「省エネルギー国民運動」により省エネアイデアの事例について情報発信を行うとともに、省エネ家電等の温室効果ガスの排出削減に資する商品やサービスの購入等によりポイントがたまり、商品等と交換できる仕組みであるエコ・アクション・ポイントを、全国規模で展開する。

I Tの活用については、「ユビキタス特区」事業において、持続可能な「ユビキタス環境立国」モデルの開発・実証、「I Tによる社会の省エネ」を実証することにより、家庭、事業所、社会インフラ等での二酸化炭素排出削減を実現するための取組及び削減効果の評価手法の確立を推進する。

カーシェアリングについては、2008年度中に普及研究会を立ち上げ、課題の解消と利便性向上を検討することで、環境面・経済面をアピールしていく。あわせて、環境負荷の小さな交通への転換を国民に促すなどE S T（環境的に持続可能な交通）を普及展開する。

3 Rについては、リデュース、リユースを重視した3 Rの仕組みづくりを推進するとともに、家庭ごみ有料化や国内外におけるレジ袋の削減、ごみの分別徹底などを推進し、資源生産性の向上等を図る。また、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に係る検討を行うとともに、サプライチェーン企業間の連携による省資源ものづくりの優良事例を創出するためのモデル事業を実施する。

(2) サマータイム制度の導入の検討

サマータイム制度について、その導入に必要な国民の合意形成を図るため、論点の具体化等を行う。

具体的には、サマータイム法案の検討状況を勘案しつつ、2008年度中に、制度導入の効果、コスト等の基礎的な調査や、行政事務や民間事業の制御・情報システムの改修の必要性についての検討等を行う。

制度が導入される場合には、国民や事業者等に対する周知徹底を行うとともに、特に、国際航空路線のダイヤ調整、信号機等の交通安全施設や民間事業の制御・情報システムの

改修、労働時間の取扱い等が重要な課題となることから、これらの点について必要な措置を講ずる。

(3) クールアース・デー

毎年7月7日を「クールアース・デー」とし、低炭素社会への歩みを国民の間で共有する。

そのため、2008年度に実施した「セタライトダウン」などの様々な広報・イベント等を毎年実施することによって低炭素社会へ向けた国民の意識転換を促す。

具体的には、新聞などのメディアを通じた広報、日本各地における「セタライトダウン」の参加施設の拡大やカウントダウンイベントの実施、学校への周知等による地球温暖化防止への児童等の理解の促進、各地域で地産地消を考える取組等の展開などを実施する。

さらに、通年の取組として「チーム・マイナス6%」の活動を通じて、地球温暖化防止に向けた国民の取組(クールビズや電気の使い方などの6つのアクション、1人1日1kgCO₂削減)の呼び掛けや、低炭素社会への国民の理解促進に向けた様々な広報・イベントを実施する。

(4) NGOや地域のグループによる取組の支援

NGOや地域のグループ、市民、企業、行政等の様々な関係者と連携して、地域ぐるみの国民運動など地域に根ざした活動が定着して全国に広がり、国民一人一人が足元から行動する社会を目指す。

そのため、地球温暖化防止活動推進センターや地域協議会等の各種団体の取組や地球温暖化防止活動推進員等の取組を支援するとともに、地域におけるNGO/NPO、企業、地方公共団体等のパートナーシップによる環境保全の取組を支援し、さらに、地域に密着しリーダーシップを発揮している各種団体、NGO等の取組を資金的・非資金的に支えるコミュニティ・ファンド、企業や個人に排出削減の取組への助言を行うビジネス等を支援し、その取組を促進する。また、産業クラスター計画の推進によって、地域の産学官連携による低炭素型社会の実現に資する新たな製品・サービスの開発、販路拡大等の支援を行う。

具体的には、地域の創意工夫をいかした取組の募集・全国への発信、「1人1日1kgCO₂削減チャレンジ宣言」等による国民の行動の呼び掛け、中間支援団体を通じた助言や情報提供などによるNGO/NPOの環境保全に関する多様な活動の支援、コミュニティ・ファンド等に関するガイドラインの策定、地域ぐるみの国民運動にインセンティブを与える事業、地域の産学官のネットワーク強化支援等を実施する。

※ なお、上記『低炭素社会づくり行動計画』に記載された事項に係る、計画策定後の進捗等状況の変化のうち主なものに関して、以下のとおり記載する。

<I **我が国の目標**の「2 国別総量目標の設定」関係>

- 2008年10月、「地球温暖化問題に関する懇談会」の下に設置された「中期目標検討委員会」において行われた科学的・理論的な分析の結果、提示された「複数の選択肢」について国民的議論が行われた。その結果等を踏まえ、2009年6月10日、麻生内閣総理大臣（当時）が2020年までに2005年比で15%削減するという中期目標を発表した。

さらに、2009年9月22日、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、中期目標について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を「前提」として、1990年比で言えば2020年までに25%削減をめざすことを表明した。

< I 我が国の目標の「3 世界各国の取組に対する支援」関係 >

- 2009年9月22日、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、気候変動問題の解決のために、とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、多額の資金が必要とされており、国際交渉の進展を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的な支援を行う用意があることを表明した。その上で、途上国への支援について、①先進国が相当の新規で追加的な官民の資金で貢献することが必要、②とりわけ支援資金により実現される途上国の排出削減について、測定可能、報告可能、検証可能な形でのルール作りが必要、③資金支援につき、予測可能な形の革新的なメカニズムの検討や、バイ・マルチ資金についての情報提供やマッチングに関するシステムが必要、また、④低炭素技術の移転を促進するため、知的所有権の保護と両立する枠組みを創ること、を表明した。これらを「鳩山イニシアティブ」として提案し、この具体化の中でCOP15の成功のために尽力していくこととした。

< II 革新的技術開発と既存先進技術の普及の「2 既存先進技術の普及」の「(1) 太陽光発電の導入量の大幅拡大」関係 >

- 2009年4月10日に取りまとめた「経済危機対策」（政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、太陽光発電の導入目標量を「2020年頃に20倍程度に」引き上げるとともに、「未来開拓戦略」（2009年4月17日内閣府・経済産業省取りまとめ）、「経済財政改革の基本方針2009」（2009年6月23日閣議決定）においてもその方針を維持している。
- 2009年9月22日、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、中期目標として、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を「前提」として、1990年比で言えば2020年までに25%削減をめざすことを表明するとともに、政治の意思として、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意を示した。
- 再生可能エネルギーの導入と系統安定化に要するコストの負担の考え方については、「低炭素電力供給システムに関する研究会」における議論を踏まえ、総合資源エネル

ギー調査会電気事業分科会において一定の結論が得られた。

< **Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組み**の「1 排出量取引」関係 >

- 2008年10月から開始することとされた「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」について、地球温暖化対策推進本部の決定を経て、2008年10月21日から参加者の募集を開始した。

本試行実施については、全国各地・あらゆる業種に対し説明会を開催するなど企業等の参加を積極的に働きかけてきた結果、2009年7月6日現在、

- ① 電力等の自ら目標を設定する「目標設定参加者」として521社、
- ② 商社等の専ら取引を行う「取引参加者」として68社、
- ③ 国内クレジットの供給事業者等として126社、の合計715の企業等から参加申請があった。

※ 環境省が2005年から実施している自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）は、試行的実施の参加類型の1つとなった。（上記①のうち176社）

- 2009年9月22日、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、中期目標として、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を「前提」として、1990年比で言えば2020年までに25%削減をめざすことを表明するとともに、政治の意思として、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意を示した。その際、国内排出量取引市場については、各国で検討されている制度についての情報交換を進め、特に、国際競争力への影響や各国間のリンケージを念頭に置きながら、議論を行う旨にも言及した。

< **Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組み**の「2 税制」の「（1）税制のグリーン化」関係 >

- 2009年3月に成立した所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）では、これまでの自動車税を重課・軽課する措置等に加え、自動車重量税等の時限的免除・軽減措置の創設や省エネに関連する住宅関係税制の拡充等が盛り込まれた。

また、同法附則において、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。」とされた。

- 2009年9月22日、鳩山内閣総理大臣は、国連気候変動首脳会合において、中期目標として、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を「前提」として、1990年比で言えば2020年までに25%削減をめざすことを表明するとともに、政治の意思として、国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意を示した。

<Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組みの「2 税制」の「(2) 地球環境税」関係>

- 2009年3月、地球環境税等研究会において、これまで国際的に提案されている様々な資金調達手法(税制度以外のものも含む。)に関する報告書を取りまとめ、公表した。

<Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組みの「3 見える化」の「(1) カーボンフットプリント制度等の普及」関係>

- 2008年度は、制度のあり方や、CO₂排出量の算定・表示方法等についての検討を行う研究会を開催し、制度の指針となる「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」と商品・サービスごとに排出量の算定ルールを作成するための「商品種別算定基準(PCR)策定基準」等を策定した。
- 2009年度は、実際にカーボンフットプリントを表示した商品を市場に流通させることを前提とし、実効性のある制度の構築に向けた試行事業を実施。9月に、本試行事業におけるPCR第一号として、うるち米(ジャポニカ米)・衣料用粉末洗剤・菜種油のPCRが認定された。また、10月には、これらのPCRに基づいてカーボンフットプリントの算定結果・表示方法について検証を実施した結果、カーボンフットプリントマークを貼付した製品の市場への流通が可能となった。

<Ⅲ 国全体を低炭素化へ動かす仕組みの「3 見える化」の「(2) カーボン・オフセットや炭素会計のルール作り」関係>

- 先進的なカーボン・オフセットの取組事例を創出・普及するため、モデル事業を9件採択し、実施した。また、2008年9月以降、カーボン・オフセットの取組に係る各種ガイドラインや適切な取組を認証・ラベリングするための基準を策定した。
- 2008年11月、国内の排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできる信頼性の高いクレジット(J-VER)として認証する「オフセット・クレジット(J-VER)制度」を創設し、木質バイオマス等を活用した化石燃料代替と間伐等の森林管理に関する認証基準を策定した。

<Ⅳ 地方、国民の取組の支援の「2 低炭素型の年や地域づくり」の「(1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり」関係>

- 2009年1月までに、13の環境モデル都市が選定されるとともに、優れた事例の全国展開や海外都市との連携等のための場として、低炭素都市推進協議会が2008年12月に設立された(2009年10月5日現在、168団体が加入)。

